

宮城県民間非営利活動促進計画（第 6 次）素案（新旧対照表）

第 5 次計画	第 6 次計画素案	備考
第 1 章 基本計画の改定に当たって 第 1 節 策定の経緯 宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めるものとして議員提案により制定された「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」（平成 1 0 年宮城県条例第 3 6 号。以下「促進条例」という。）に基づき、宮城県民間非営利活動促進委員会での審議を経て、平成 1 2 年 1 0 月に、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定されました。 第 2 節 改定の趣旨 平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた本県は、国内外から多大なご支援をいただきながら、県民、行政、企業、NPO など、多様な主体が総力を結集して、復旧にとどまらない抜本的な再構築による「創造的な復興」の実現に向け、様々な取組を進めてきました。その結果、生活に密着したインフラ整備や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの地域で取組が完了しました。一方で、被災者支援などのソフト面の取組については、今後も中長期的な対応が求められており、引き続き、被災した方への心のケアをはじめとした被災地へのきめ細かいサポートが必要とされています。また、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、人手不足や経済規模の縮小、地域コミュニティの機能低下など、社会を取り巻く環境が変化し、地域や個人の課題はますます多様化・複雑化しています。さらに、令和 2 年に国内での感染が明らかとなった新型コロナウイルス感染症は、個人消費や企業収益、雇用情勢に多大な影響を与え、わたしたちの生活にも大きな変化をもたらしています。 このように、社会構造の変化に対応するだけでなく、感染症の流行や度重なる自然災害などの不測の事態にも対応できる地域社会の構築を目指すため、これまで以上に多様な主体の参画、連携・協働の推進が必要となっています。 NPO 活動は、社会全般に広がりを見せており、NPO が取り組む社会的・公益的な活動に対する期待とその果たす役割は大きくなってきていますが、反面、自立した運営を行う上で人材や資金等の課題を抱えている団体も多い状況にあります。一方で、様々な人たちの NPO 活動への参加など、NPO 活動の担い手が広がる可能性が高まってきています。 こうした NPO 活動を取り巻く現状及び前回改定時からの環境の変化等を踏まえて、NPO 活動の一層の促進を図るため、基本計画の改定を行うものです。	第 1 章 基本計画の改定に当たって 第 1 節 策定の経緯 宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めるものとして議員提案により制定された「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」（平成 1 0 年宮城県条例第 3 6 号。以下「促進条例」という。）に基づき、宮城県民間非営利活動促進委員会での審議を経て、平成 1 2 年 1 0 月に、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定されました。 第 2 節 改定の趣旨 平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた本県は、国内外から多大な御支援をいただきながら、県民、行政、企業、NPO など、多様な主体が総力を結集して、復旧にとどまらない抜本的な再構築による「創造的な復興」の実現に向け、様々な取組を進めてきました。その結果、生活に密着したインフラ整備や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの地域で取組が完了しました。一方で、被災者支援などのソフト面の取組については、今後も中長期的な対応が求められており、引き続き、被災した方への心のケアをはじめとした被災地へのきめ細かいサポートが必要とされています。また、<u>人口減少と少子高齢化の進行、地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下などのほか、近年は新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、物価高騰、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、デジタル化の進展など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの変化は、地域や個人が直面する課題をさらに複雑かつ多様なものにしており、柔軟かつ持続可能な地域社会の構築が一層求められています。</u> <u>こうした中で、地域課題の発見や解決に機動的に取り組み、住民に寄り添った活動を展開する NPO への期待は一層高まっています。特に、地域の担い手不足や人口・経済等の地域間格差といった課題に対し、NPO が果たすつなぎ役、コーディネーターとしての機能は重要性を増しています。また、若者や企業、専門人材など新たな担い手との連携や、官民協働の仕組みづくりを通じた取組も進みつつあります。</u> <u>このような状況を踏まえ、NPO の活動を促進するための環境整備や、多様な主体との協働体制の構築、NPO の基盤強化や自立的運営を支援する施策がこれまで以上に必要となっています。</u> こうした NPO を取り巻く現状及び前回改定時からの環境の変化等を踏まえて、NPO の活動の一層の促進を図るため、基本計画の改定を行うものです。	

第3節 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。 第4節 基本計画におけるNPOのとらえ方 1 NPOとは NPOは“Nonprofit Organization”の略であり、直訳すると、「非営利（営利を目的としない）組織」となります。非営利組織には地方公共団体等も含まれますが、NPOは民間団体であることが前提とされているため、一般的には、「民間非営利組織」と訳されています。NPOには、特定非営利活動法人を含む非営利の各種法人のほか、法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれます。 NPOのうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と呼びます。この法律は、市民による社会的・公益的な活動を行う団体のうち一定の要件を備えるNPOに法人格を付与し、かつ、情報公開を義務付けることによって、NPOの社会的な認知を促進すると同時に、明確な社会的責任を担うことを定めたものです。 2 NPOの特徴 促進条例では、民間非営利活動は「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動」と定義され、また、民間非営利活動団体はNPOを指すものとされ、「継続的に民間非営利活動を行う団体」と定義されています。 この基本計画においては、NPO活動を、「社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動」としてとらえ、このようなNPO活動を行う団体としてのNPOを対象とし、その特徴を、以下のとおりとらえています。	第3節 計画の位置付け <u>本基本計画は、促進条例に基づき策定するものであり、NPOが持つ公益性や機動性、柔軟性といった特性を活かし、多様化・複雑化する地域課題に対応する民間非営利活動を支援・促進することで、地域社会の持続可能性を高め、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的としています。また、本基本計画は、県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」と連動し、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の理念のもと、NPOと企業、教育機関、大学、研究機関、地域コミュニティ、行政など多様な主体との連携・協働を推進していきます。</u> 第4節 計画の期間 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。 第5節 計画におけるNPOの捉え方 1 NPOとは NPOとは“Nonprofit Organization”の略であり、直訳すると、「非営利（営利を目的としない）組織」となります。非営利組織には地方公共団体等も含まれますが、<u>ここでもNPOは、あくまでも民間の立場から自主的に社会的・公益的活動に取り組む組織を指しており、</u>一般的に「民間非営利組織」と訳されています。NPOには、特定非営利活動法人を含む非営利の各種法人のほか、法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれます。 <u>このうち、</u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人（NPO法人）」と呼びます。この法律は、市民が自発的に取り組む社会的・公益的な活動を行う団体のうち、一定の要件を備える団体に法人格を付与し、活動や財務に関する情報公開を義務付けることにより、<u>団体の信頼性や透明性を確保し、NPOの活動促進と社会的認知の向上を目的としています。</u> <u>NPOは、地域や社会の課題に対して柔軟かつ多様な方法で対応できる存在であり、行政や企業、他の団体と連携しながら、持続可能な地域社会の実現に重要な役割を果たしています。</u> 2 NPOの特徴 促進条例では、民間非営利活動<u>を</u>「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動」と定義<u>しており</u>、また、民間非営利活動団体はNPOを指すものとされ、「継続的に民間非営利活動を行う団体」と定義<u>しています</u>。 <u>本基本計画</u>においては、NPOの活動を「社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動」として<u>捉え、こうした活動を行う団体</u><u>を、行政や企業等とは異なる立場から、地域課題や社会課題の解決に取り組む多様で柔軟な主体として位置付け、</u>その特徴を以下のとおり<u>整理しています</u>。	「第5章第2節 県庁内におけるNPO活動の推進体制」から移項・更新
--	--	--

(1) 公益の実現を目指して活動している 社会問題の解決や人々の幸せの追求など公益的な目的や使命（ミッション）を持ち、かつ、その実現のために活動を行っています。 (2) 市民による自発性が原動力である 市民が社会の一員としての責任を自覚し、自ら社会の問題に気づき、その解決策を考え、人々に働きかけて課題解決に取り組む自発性が、活動を継続していく原動力となっています。 (3) 市民の参加によって運営されている ボランティアでの参加者をはじめ、問題を抱えた当事者や寄附等の提供者、ボランティアで経営責任を負う人々など多くの市民の参加によって運営され、その組織内部での統治（ガバナンス）によって成り立っています。 (4) 行政や企業等から独立した意思決定をしている 市民により内部での統治（ガバナンス）が行われる自治組織であることから、行政や企業等から独立した意思決定を行い、自ら活動を組み立てています。また、市民セクターの中心的存在として、公共領域における行政や企業の機能を補完し、社会を変革する役割を担っています。 (5) 利益の分配を追求しない事業体である 社会的な目的や使命（ミッション）の実現に向けて、事業体として活動を継続するため、その費用を調達するための持続可能な仕組みを持っています。また、活動から生じた利益は、特定の個人や組織には分配しません。 以上のような特徴を備えたNPOが、社会的なテーマや地域の課題に取り組み、多くの市民の参加を得ながら、柔軟で機動的に、現場の実情に即した活動を行っています。また、継続的な活動によって、様々なノウハウが蓄積され、人材が育ち、更には人的ネットワークを構築し、専門性を備えることも可能となっており、NPOは社会をより良い方向に変革していく主体としての役割も大きくなっています。 3 基本計画の対象 この基本計画の対象は、NPO法人や任意の市民活動団体など、「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」としてのNPOを対象とします。 よって、活動の内容に応じ、町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合等も含まれます。また、一般社団法人や一般財団法人として社会的・公益的な活動を行っている団体も増えていることから、これらの団体についても対象に含むものとします。	(1) 公益の実現を目指して活動している 社会問題の解決や人々の幸せの追求など公益的な目的や使命（ミッション）を持ち、かつ、その実現のために活動を行っています。 (2) 市民による自発性が原動力である 市民が社会の一員としての責任を自覚し、自ら社会の問題に気づき、その解決策を考え、人々に働きかけて課題解決に取り組む自発性が、活動を継続していく原動力となっています。 (3) 市民の参加によって運営されている ボランティアでの参加者をはじめ、問題を抱えた当事者や寄附等の提供者、ボランティアで経営責任を負う人々など多くの市民の参加によって運営され、その組織内部での統治（ガバナンス）によって成り立っています。 (4) 行政や企業等から独立した意思決定をしている 市民により内部での統治（ガバナンス）が行われる自治組織であることから、行政や企業等から独立した意思決定を行い、自ら活動を組み立てています。また、市民セクターの中心的存在として、公共領域における行政や企業の機能を補完し、社会を変革する役割を担っています。 (5) 利益の分配を目的としない組織である 社会的な目的や使命（ミッション）の実現に向けて、<u>組織</u>として活動を継続するため、その費用を調達するための持続可能な仕組みを持っています。また、活動から生じた利益は、特定の個人や組織には分配しません。 以上のような特徴を備えたNPOは、社会的なテーマや<u>多様化・複雑化する</u>地域課題に取り組み、多くの市民の<u>参画</u>を得ながら、柔軟かつ機動的に、現場の実情に即した活動を<u>展開</u>しています。また、継続的な活動<u>の中で、課題解決に関するノウハウや経験が蓄積されるほか、人材が育成されるとともに、多様な主体との連携・協働を可能にするネットワークが構築され、団体としての専門性や信頼性も高まっています。</u> <u>このようにNPOは、住民に寄り添いながら地域課題の解決に取り組む担い手であるとともに、地域社会や制度をより良い方向へと変革していく力を持つ主体として、その役割や重要性が一層高まっています。</u> 3 計画の対象 <u>本</u>基本計画の対象は、NPO法人や任意の市民活動団体など、「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」として<u>位置付けられる団体</u>を対象とします。 よって、活動の内容に応じ、<u>NPO法人のほか、公益法人、一般社団法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合などの非営利法人、さらには法人格を有しないボランティア団体、市民活動団体、町内会や自治会等の地縁団体など幅広い形態の団体が含まれます。</u>	
---	--	--

第2章 NPOを取り巻く現状と課題

第1節 NPOを取り巻く現状

1 地域コミュニティの希薄化

地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有し、地域社会の基盤となってきましたが、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、個人志向の高まりや価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、活力が低下するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、東日本大震災の被災地においては、これまでの地域コミュニティが崩壊し、新しい環境でのコミュニティの再構築が課題となっています。

このような中、地域社会におけるニーズや多様化・複雑化した課題を把握し、それらに対応するため、多様な主体が新たな担い手として活動することに大きな期待が寄せられています。

2 社会的・公益的な活動の担い手の広がり

物の豊かさよりも、生きがいや自己実現など心の豊かさや、社会の役に立ちたいという社会貢献に対する人々の関心が高まっています。

社会的・公益的な活動に取り組む団体は、NPO法人や市民活動団体のほか、一般社団法人及び一般財団法人にも広がりをみせ、ソーシャルビジネスや企業の社会的責任（CSR）の一環として社会貢献活動に取り組む企業も多くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、働く人たちがNPO活動に参加しやすい環境づくりが進められたり、高齢者が長年培った知識と経験を社会の中で生かせる場が整えられることにより、社会人がプロボノとして活動に参加するなど、社会的・公益的な活動の担い手の広がりを期待することができます。

さらには、若い世代においても、ボランティア活動への参加のほか、NPOへの就職や起業など、就労の受け皿としても、NPOに対する関心が高まっています。

3 行政とNPOとの協働の拡大

住民ニーズの多様化や様々な社会的課題の発生により、現場の実情に即した柔軟かつ機動的なサービスの提供が求められており、NPOは、従来の公共サービスでは十分に対応でき

第2章 NPOを取り巻く現状と課題

第1節 NPOを取り巻く現状

1 少子高齢化・人口減少

急速な少子高齢化と人口減少は、地域社会に深刻な影響を及ぼしており、地域コミュニティの縮小や担い手の不足が顕在化しています。こうした状況は、地域課題の複雑化・深刻化を招くだけでなく、地域内で課題に取り組む主体の減少という二重の困難をもたらしています。これまで自治会や町内会が担ってきた見守りや地域づくりの継続が困難となることが懸念される中、NPOが新たな担い手として期待される場面が増えています。一方で、NPO自身もまた地域の人口構成や社会環境の変化から影響を受けており、高齢化に伴う活動の縮小、若年層の参画機会の不足、人材の偏在といった課題に直面しています。持続可能なNPO運営のためには、世代交代や若者の参画を意識した取組、人材確保・育成の仕組みの強化が必要とされています。

2 社会の多様化と市民意識の変化

近年、地域社会には、外国人住民、障害のある方、ひとり親家庭、高齢単身者、LGBT（性的マイノリティ）など、多様な背景を持つ住民が暮らしており、社会の多様化が一層進んでいます。また、物質的な豊かさよりも、地域とのつながりや社会的意義のある活動への関心が高まる中で、市民の社会参加や社会貢献に対する意識も変化しています。

こうした状況の中、NPOにおいては、多様な関わり方を受け入れる柔軟な組織運営への転換が求められています。また、市民意識の変化は、NPOへの参加や支援の促進につながっており、新たな担い手の獲得や社会との連携を深める好機となっています。

3 社会的・公益的な活動の担い手の広がり

社会的・公益的な活動に取り組む主体は、NPO法人や市民活動団体に加え、一般社団法人や一般財団法人などにも広がりを見せています。さらに、企業によるCSR（企業の社会的責任）の推進やSDGs経営の浸透に伴い、企業が地域課題の解決や社会貢献活動に積極的に取り組む例も増えています。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革の進展を背景に、働く世代がNPOの活動に関わりやすい環境づくりが進められています。特に、専門的な知識やスキルを活かして社会課題の解決に貢献するプロボノの広がりや、高齢者が長年の経験を活かして地域活動に参画する機会の増加は、担い手の多様化に大きく寄与しています。

社会課題解決に対する関心の高まりとともに、地域づくりへの参画が特定の担い手に限定されない動きとなっていることは、NPOにとって新たな協働の可能性を広げる契機であり、地域や社会の課題解決を共に担う多様な主体の形成が期待されています。

4 行政や企業との協働の拡大

NPOは、地域課題解決の担い手として、行政や企業との連携・協働を求められる場面が増えています。近年では、行政との協働事業、企業の社会貢献活動との協業など、NPOが

（新規追加）

なかった課題に対して成果を上げるなど、その役割は大きくなっています。

NPOは、公の施設の指定管理者制度や業務委託などを通じて、行政の主要なパートナーとなっており、より良い地域社会づくりに向けてそれぞれの立場や特性を認めた上で相互に補完し、お互いを尊重し合い協働することが求められています。

4 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震と大規模な津波により未曾有の被害をもたらしました。

被災地においては、震災直後から多くのNPOがその機動性や専門性等を生かした被災者支援などの活動を自発的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。

県内外から多くのボランティアが参加したこれらの活動により、NPO活動やボランティア活動に対する市民の関心が高まり、その有効性・必要性が再認識されました。

東日本大震災以降も各地で頻発する大規模な自然災害の被災地では、多くのNPOやボランティアがこれまでの経験を生かして復旧・復興支援活動に取り組んでいます。

さらに、東日本大震災を契機に、住民が互いに助け合いながら、地域の課題を主体的、自立的に解決しようという意識が高まり、共助の精神に基づいた地域づくりの重要性も再認識されています。

社会課題解決の現場で重要なパートナーとして位置付けられるようになっていきます。一方で、こうした連携をより実効性のあるものとするためには、単なる委託関係にとどまらない対等なパートナーシップの構築や、連携の成果を可視化する仕組みや信頼関係の構築が求められます。また、NPO側にも政策的な理解や提案力、マネジメント能力の強化が必要となっており、協働を支える中間支援機能の重要性が高まっています。

5 デジタル化・ICTの進展

デジタル化・ICTの進展は、NPOの運営や活動のあり方にも大きな影響を与えています。ウェブサイトやSNSを活用した情報発信、クラウドファンディングによる資金調達、オンラインでの会議・研修・相談支援の実施など、デジタル化はNPOの業務効率化や社会とのつながり方を大きく変化させています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、非対面での事業運営や支援の継続が求められたことで、ICT活用の必要性は飛躍的に高まりました。一方で、団体によってはICT環境の整備が不十分である、職員のスキルに差があるといった状況があります。今後はNPOのデジタル活用を支援する取組や環境整備、人材育成の強化を推進していく必要があります。

6 信頼性・説明責任への関心の高まり

ＮＰＯが地域や社会から信頼を得て活動を継続するためには、透明性の確保と説明責任の徹底が不可欠です。とりわけ、財源の多くを寄附・助成金・委託費等に依存するＮＰＯにおいては、外部に対して活動の成果や使途、意思決定の過程などを分かりやすく伝える姿勢が求められています。

県や市町村の支援制度や企業・財団からの支援においても、ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理など、組織運営の信頼性が問われる傾向が強まっています。NPOには、情報公開の推進に加え、活動評価や第三者によるレビュー体制の導入、会員・地域住民との継続的な対話の場の確保など、信頼に基づく運営の強化が期待されています。

7 大規模災害・感染症等に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震と大規模な津波により未曾有の被害をもたらしました。

被災地においては、震災直後から多くのNPOがその機動性や専門性等を活かした被災者支援などの活動を自発的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。[また](#)、県内外から多くのボランティアが[支援活動に参加したことで](#)、NPOの活動やボランティア活動に対する市民の関心が高まり、その有効性・必要性が再認識されました。

東日本大震災、新型コロナウイルス感染症といった大規模な災害・危機的状况を経験した本県では、NPOが復旧・復興支援活動等の重要な担い手として再認識されました。NPOは、東日本大震災の被災者の生活支援、子どもや高齢者の見守り、孤立防止など、行政だけでは対応しきれない現場で柔軟かつ機動的に活動してきました。今後も、災害や感染症などのリスクに備えた体制づくりは継続的な課題であり、平時からの関係機関のネットワークの構築が必要となります。

(新規追加)

(新規追加)

5 SDGs達成に向けた取組の広がり

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17のゴール、169のターゲット、232の指標を設定しています。

我が国では、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、2016年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定し、推進に向けた体制として「NPO・NGO(Non Governmental Organization、非政府組織)やさらには幅広い地域住民、民間組織や地縁型コミュニティ組織もSDGs実施の重要なパートナーと位置付け、効果的な連携を一層推進していく」こととしています。

【図1】SDGsの17のゴール



6 新型コロナウイルス感染症による社会の変化

新型コロナウイルス感染症は国内外の社会・経済に甚大な影響をもたらし、景気の低迷等厳しい状況が続くことが懸念されます。また、人と人との距離を確保し、感染拡大を防ぐための様々な対策を日常生活に取り入れる「新しい生活様式」やテレワーク、オンライン会議の開催による働き方の新しいスタイルなど、わたしたちの生活意識や行動の変化が求められています。

NPOにおいても、感染リスクを避けるため、活動を自粛したり、経済減退の影響により事業収入が減少するなど、NPO活動の継続に大きな影響を受けるとともに、社会の変化に応じた活動が求められています。

このような変化の中、様々な分野での社会的課題やニーズに対応するNPOの役割はますます重要となっており、その活動を継続するための支援も求められています。

第2節 宮城県におけるNPOの現状と課題

8 SDGsを基軸とした地域課題解決の取組の広がり

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17のゴール、169のターゲット、232の指標から構成され、すべての国と地域が取り組むべき共通目標とされています。

SDGsは、貧困、教育、ジェンダー、まちづくり、気候変動など、NPOが長年取り組んできた社会課題と重なるものであり、多くのNPOにとって活動の理念や方向性と親和性が高いテーマです。県内でも、SDGsを意識した活動や連携の取組が広がっており、企業・行政・教育機関との協働による啓発や実践も見られるようになっていきます。

【図1】SDGsの17のゴール



第2節 宮城県におけるNPOの現状と課題

県では、NPOの活動状況や課題を把握し、今後の施策の方向性を検討するため、「令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査(以下「今回調査」という。)」を実施しました。その調査結果などを基に、県内のNPOを取り巻く現状や課題について、以下のとおり整理しまし

「7 大規模災害・感染症等に対する意識の高まり」に統合

(新規追加)

1 東日本大震災からの復興とNPO 東日本大震災発生直後から、県内はもとより、県外・国外からも数多くのNPOやNGO等が被災地に入るとともに、被災地においても新たなNPOが数多く立ち上がり、被災者支援や復興支援に向けたネットワークが形成され、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など様々な事業や取組が行われました。 県内のNPO活動の現状を把握するため、平成30年12月に実施した「NPO活動実態・意向調査」（以下「実態調査」という。）では、東日本大震災関連の活動について、次のような現状が明らかとなりました。 ■東日本大震災関連の事業実施状況等について 調査回答のあった409団体のうち東日本大震災関連の被災地・被災者支援活動を「現在実施している」と回答した団体は111団体であり、そのうち現在力を入れている活動分野（3番目まで回答可）をみると、1番目から3番目までの合計では、「まちづくりの推進（42.3%）」、「子どもの健全育成（37.8%）」の2分野が多くなっています。また、1番目に力を入れている活動分野では、「子どもの健全育成（18.9%）」が最も多く、次いで「まちづくりの推進（14.4%）」、「高齢者福祉の増進（12.6%）」の順となっています。 ■復興期間終了後も継続する必要がある活動について 復興期間終了後（令和3年4月以降）も継続する必要がある活動についての意見（自由回答）としては、「コミュニティ形成支援」、「孤立防止」、「被災者の心のケア」に関わるものが多く寄せられています。 ■支援活動の内容について 震災直後からの時系列順に傾向を見ると、「炊き出し」、「海岸等の清掃、瓦礫の片付け」、「物資配布」、「被災者の生活を助ける支援」は減少傾向にあり、「子ども支援」、「自治会活動への支援」、「コミュニティ・住民自治への支援」、「レクリエーションやサロン等の活動への支援」などは増加傾向となっています。また、「被災者の孤立防止」や「心と体の健康に関する保健・福祉分野の支援」、「ボランティア・団体のコーディネート」などは一定数が継続的に活動しています。 ■支援活動を終えた理由 震災関連支援活動を過去に実施していた団体が支援の活動を終えた理由としては、「役割を終えた（ニーズがなくなった）」、「事業全体の中での優先度が下がった」、「地元団体・他	<u>た。</u> 1 東日本大震災からの復興とNPO 東日本大震災発生直後から、県内はもとより、県外・国外からも数多くのNPOやNGO等が被災地に入るとともに、被災地においても新たなNPOが数多く立ち上がり、被災者支援や復興支援に向けたネットワークが形成され、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など様々な事業や取組が行われました。<u>現在も、これらのNPOは、被災地で培った経験やネットワークを活かしながら、地域課題への対応や新たな支援活動を続けています。震災を契機にNPOが果たした役割の重要性は広く認識され、平時・災害時を問わず地域社会における欠かせない存在として、その活動が期待されています。</u> ■東日本大震災関連の事業実施状況等について 調査回答のあった <u>449</u> 団体のうち東日本大震災関連の被災地・被災者支援活動を「現在実施している」と回答した団体は <u>95</u> 団体であり、その活動分野（<u>複数回答可</u>）をみると、「<u>被災者の孤立防止（46 団体、24.3%）</u>」、「<u>子ども支援（45 団体、23.8%）</u>」、「<u>コミュニティ・住民自治への支援（37 団体、19.6%）</u>」が多くなっています。また、<u>最も重視している活動分野では、「子ども支援（26 団体、13.8%）」が最も多く、次いで「コミュニティ・住民自治への支援（13 団体、6.9%）」、「心と体の健康に関する保健・福祉分野の支援（9 団体、4.8%）」の順となっています。</u> ■復興・創生期間終了後も継続する必要がある活動について 復興・<u>創生</u>期間終了後（令和3年4月以降）も継続が<u>必要</u>な活動として、「平成30年度宮城県NPO活動実態・意向調査（以下「<u>前回調査</u>」という。）の自由回答では「コミュニティ形成支援」、「孤立防止」、「被災者の心のケア」に関わるものが<u>多く挙げられました。</u> <u>今回調査で「令和6年度以降も必要と思われる活動」を尋ねた自由回答でも、「コミュニティ形成」や「孤立防止」、「心のケア」に関わるものが多く寄せられています。</u> ■支援活動の内容について <u>支援活動の内容は、時間の経過とともに変化しています。前回調査では、震災直後に多かった「炊き出し」や「物資配布」といった支援が減少し、「子ども支援」や「コミュニティ・住民自治への支援」といった中長期的な支援が増加傾向にあることが示されていました。</u> <u>今回調査でも同様の傾向が見られ、令和3年3月までの活動としては「子ども支援（66 団体、34.9%）」や「コミュニティ・住民自治への支援（65 団体、34.4%）」が多く挙げられました。それ以降（令和3年4月～現在）の活動では、「被災者の孤立防止」と「子ども支援」などを中心に、現在も継続して活動が行われていることが分かります。</u>	（削除）
---	--	-------------

団体に引き継いだ」などが挙げられます。 NPOの現場目線や柔軟性、機動性といった強みを生かした活動は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況に地域差が出ていること、地域や被災した方々の個別課題が多様化していることから、今後もNPOによるきめ細かいニーズ把握や取組が必要とされています。 2 宮城県内のNPOの現状と課題 県内のNPO活動の現状を把握するため実施した実態調査により、次のような現状と課題が明らかになりました。 ■NPO法人の財政（支出）規模について 回答者のNPOの財政（支出）規模については、100万円未満の団体の割合が平成25年度の実態調査（以下「前回調査」という。）の26.6%から19.4%と低下しているのに対し、1、000万円以上の団体の割合は35.2%から42.4%に上昇しています。 ■スタッフの状況について 有給の常勤職員がいる団体の割合は55.2%となっています。前回調査（42.5%）と比較して有給の常勤職員を持つ団体の割合は増加しているものの、有給の常勤職員がいないと回答した団体が4割弱を占めています。 ■事業活動を促進させるために最も解決すべき課題について 団体が事業活動を促進させるために最も解決すべき課題としては「資金（事業費）の不足（24.4%）」が最も多く、次いで「人材の不足（18.6%）」となっています。また、組織運営を円滑に進めるために最も解決すべき課題についても「資金（事業費）の不足（19.8%）」、「人材の不足（15.6%）」を挙げる団体が多くなっています。前回調査でも資金不足、人材不足の2項目が、最も解決すべき課題となっています。 ■専門家への相談状況について 専門家への相談状況について、現在相談を行っている専門家は、前回調査と同様に「会計・税務（公認会計士、税理士など）（45.2%）」が最も多く、前回調査の39.7%から5.5ポイント上昇しています。次いで「労務（社会保険労務士）（21.5%）」、「法務（弁護士、司法書士、行政書士など）（18.6%）」となっています。今後相談したいと考えている専門家については「資金調達（ファンドレイザーなど）（21.5%）」が最も多く、次いで「会計・税務（公認会計士、税理士など）（21.0%）」、「広報（新聞記者、その他ノウハウを持った個人や団体）（19.6%）」となっています。 ■活動資金の確保について 今後より多くの活動資金を確保するに当たって必要であると考えていることについては、前回調査と同様に「行政・民間の補助金・助成金制度が拡充される（39.9%）」が最も多	NPOの現場目線や柔軟性、機動性といった強みを活かした活動は、復興・被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況に地域差が出ていること、地域や被災した方々の個別課題が多様化していることから、今後もNPOによるきめ細かいニーズ把握や取組が必要とされています。 2 宮城県内のNPOの現状と課題 ■NPOの財政（収入）規模について 回答者のNPOの財政（収入）規模については、1、000万円以上の団体の割合が前回調査では41.1%、今回調査では41.5%とほぼ横ばいの状況だったのに対し、100万円未満の団体の割合が36.4%から30.5%に低下しています。 ■スタッフの状況について 有給の常勤職員がいる団体の割合は59.9%となっています。前回調査の55.2%と比較して有給の常勤職員を持つ団体の割合はわずかに上昇しているものの、有給の常勤職員がいないと回答した団体が3割以上を占めています。 ■事業活動の促進及び円滑な組織運営のために解決すべき課題について 団体が事業活動の促進のために解決すべき課題（複数回答可）としては「人材の不足（215団体、47.9%）」が最も多く、次いで「資金（事業費）の不足（213団体、47.4%）」となっています。また、円滑な組織運営のために解決すべき課題（複数回答可）についても「人材の不足（200団体、44.5%）」、「資金（管理費）の不足（186団体、41.4%）」を挙げる団体が多くなっています。 ■専門家への相談状況について 専門家への相談状況について、現在相談を行っている専門家分野は、前回調査と同様に「会計・税務」が最も多く44.3%で、前回調査の45.2%とほぼ横ばいです。次いで「労務」が19.4%、「法務」が9.8%となっています。 今後相談したいと考えている専門家分野は「資金調達（105団体、23.4%）」が最も多く、次いで「会計・税務（94団体、20.9%）」、「IT活用（84団体、18.7%）」となっています。 ■活動資金の確保について 今後より多くの活動資金を確保するに当たって必要だと考えていること（複数回答可）については、前回調査と同様に「行政・民間の補助金・助成金制度の拡充（205団体、	（削除）
---	---	-------------

く、次いで「団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上（32.0%）」となっています。

■認定（特例認定）NPO法人について

県内の認定NPO法人数は平成30年度末で23法人となっており、平成25年度末の6法人（うち1法人は特例認定）より17法人増加しています。認定NPO法人申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が40.0%で最も多くなっていますが、前回調査の48.2%と比較すると、8.2ポイント低下しています。また、「制度に関心がない（20.3%）」の回答の割合は前回調査の11.7%から8.6ポイント上昇しています。「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」と回答したNPO法人に認定NPO法人申請をしない理由について尋ねたところ、「現時点では、認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい（47.0%）」、「日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない（35.8%）」、「会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが不足している（26.9%）」といった理由が挙げられています。

■協働のパートナーについて

団体が過去5年間（平成26年以降）に協働したパートナーについては「行政（40.8%）」と「他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）（37.7%）」の二者が多くなっています。また、協働のパートナーが「特にいない」という団体が24.9%と、前回調査の20.2%より4.7ポイント上昇しています。また、協働を希望する相手については、「行政（35.2%）」と「他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）（31.1%）」に次いで「企業（25.9%）」となっており、今後取り組みたい事業については「事業の共催（37.4%）」、「事業の企画・立案等への参加（34.5%）」、「情報交換・意見交換（32.0%）」の順で多くなっています。

これらのことから、多くのNPOが多様な主体と様々な形態で協働しながら活動している実態が明らかになり、NPO活動における協働の重要性を確認することができます。一方で、協働を進めるためには、団体の組織運営や資金調達などの基盤強化へ向けた取組や、それらを支援する体制の構築が求められています。

3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題

① 現状

県内には、NPOの活動を支援する拠点であるNPO支援施設が13箇所に設置されています。その活動内容に差異はありますが、情報の収集・提供や事務スペース・会議室・作業室等の提供、相談の受付、市民とNPOとのコーディネートなどを行っており、各地域におけるNPO活動を促進する上で、重要な役割を担っています。

実態調査において、NPO支援施設に期待するサービスや支援について尋ねたところ、「活動の場の提供（貸室、設備等）（41.3%）」が最も多く、次いで「行政との連携・協働を促進する事業の企画・実施（36.9%）」、「他のNPOや市民活動に関心のある市民等との交流、連携・協働を促進する事業の企画・実施（33.5%）」、「団体の組織運営、事業

45.7%）」が最も多く、次いで「行政・民間からの事業受託（144団体、32.1%）」となっています。

■認定（特例認定）NPO法人について

県内の認定NPO法人数は令和5年度末で31法人となっており、平成30年度末の23法人から8法人増加しています。認定NPO法人申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が33.8%で最も多くなっていますが、前回調査の40.0%と比較すると、6.2ポイント低下しています。また、「制度に関心がない」が27.0%と、前回調査の20.3%から6.7ポイント上昇しています。「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」と回答したNPO法人に認定NPO法人申請をしない理由について尋ねたところ、「現時点では、認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい」が52.4%、「日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない」が29.0%、「まだ検討中の段階で、認定（特例認定）申請の準備に至っていない」が25.0%となっています。

■協働のパートナーについて

団体が過去5年間（令和元年以降）に協働したパートナー（複数回答可）については「行政（164団体、36.5%）」と「他のNPO（145団体、32.3%）」が多くなっている一方で、「特にいない」という団体が32.7%と、前回調査の24.9%より7.8ポイント上昇しています。また、協働を希望する相手については、「行政（154団体、34.3%）」が、次いで「本県が県内の企業（109団体、24.3%）」、「他のNPO（108団体24.1%）」となっており、今後取り組みたい協働の種類については「事業の共催（186団体、41.4%）」、「情報交換・意見交換（99団体、22.0%）」、「事業の委託（施設の指定管理を含む）（88団体、19.6%）」の順で多くなっています。

これらのことから、多くのNPOが多様な主体と様々な形態で協働しながら活動している実態が明らかになり、NPOの活動における協働の重要性を確認することができます。一方で、協働を進めるためには、団体の組織運営や資金調達などの基盤強化へ向けた取組や、それらを支援する体制の構築が求められています。

3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題

① 現状

県内には、NPOの活動を支援する拠点であるNPO支援施設が13か所に設置されています。その活動内容に差異はありますが、情報の収集・提供や事務スペース・会議室・作業室等の提供、相談の受付、市民とNPOとのコーディネートなどを行っており、各地域におけるNPOの活動を促進する上で、重要な役割を担っています。

今回調査において、NPO支援施設に期待するサービスや支援について尋ねたところ、「活動の場の提供（貸室、設備等）（190団体、42.3%）」が最も多く、次いで「行政との連携・協働を促進する企画（164団体、36.5%）」、「他団体との連携・協働を促進する企画（152団体、33.9%）」、「組織運営・事業活動に役立つ情報収集及び提供・発信

活動に役立つ情報の収集及び提供・発信（33.3%）」の順となっています。 NPO支援施設の利用状況について尋ねたところ、県が設置する宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）を利用したことがある団体が55.7%、仙台市が設置する仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.0%である一方で、これら2施設以外の施設については、10%以下となっています。また、みやぎNPOプラザを利用したことがないと回答した団体は38.1%で、その理由については、「地理的に遠い」のほか、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」や「どんなサービスや支援を提供しているかわからない」を挙げる割合が高くなっています。 ② 課題 前回調査では、みやぎNPOプラザを利用したことがある団体が53.9%、仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が43.3%で、利用状況は両施設とも微増していますが、NPO支援施設は、地域のNPO活動をサポートする重要な役割を担っていることから、各NPO支援施設の組織強化や機能、提供サービスの充実、認知度の向上、他のNPO支援施設とのネットワークの構築などを図っていく必要があります。 4 宮城県の施策の現状と課題 現在、県がNPO活動を促進するために行っている主な施策とその課題は、次のとおりです。 （1）みやぎNPOプラザの運営 ① 現状 県は、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、平成13年4月にみやぎNPOプラザを設置しており、平成17年4月からは、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度を導入しています。 現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。 ② 課題 指定管理者制度の導入により、みやぎNPOプラザの年間利用者数は導入前と比べて大きく増加したものの、平成27年度以降は減少傾向にあります。また、みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築53年が経過し老朽化が進んでいます。施設の不具合についてはその都度対処しているものの、大きなサービスの低下や施設の利用制限を余儀なくされる事態の発生が懸念されています。 地域のNPO支援施設は12の市が設置していますが、県内全域に設置されているとは言えない状況にあることから、みやぎNPOプラザには、県のNPO活動促進の拠点	<u>（146団体、32.5%）」がとなっています。</u> NPO支援施設の利用状況について尋ねたところ、県が設置する宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）を利用したことがある団体が<u>55.9%</u>、仙台市が設置する仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が<u>46.8%</u>となっています。また、みやぎNPOプラザを利用したことがないと回答した団体は<u>37.9%</u>で、その理由については、「地理的に遠い」のほか、「<u>どんなサービスや支援を提供しているのか分からない</u>」や「<u>提供しているサービスや支援の内容は知っているが、利用する必要性を感じない</u>」を挙げる割合が高くなっています。 ② 課題 前回調査では、みやぎNPOプラザを利用したことがある団体が<u>55.7%</u>、仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が<u>46.0%</u>で、利用状況は両施設とも微増していますが、NPO支援施設は、地域のNPOの活動をサポートする重要な役割を担っていることから、各NPO支援施設の組織強化や機能、提供サービスの充実、認知度の向上、他のNPO支援施設とのネットワークの構築などを図っていく必要があります。 4 宮城県の施策の現状と課題 現在、県がNPOの活動を促進するために行っている主な施策とその課題は、次のとおりです。 （1）みやぎNPOプラザの運営 ① 現状 県は、県内全域のNPOの活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、平成13年4月にみやぎNPOプラザを設置しており、平成17年4月からは、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度を導入しています。 現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPOの活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。 ② 課題 指定管理者制度の導入が施設の利便性やサービスの向上につながり、みやぎNPOプラザの年間利用者数は導入前と比べて大きく増加しました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で一時期利用者数は減少傾向にあったものの、オンラインを活用した事業展開や、柔軟な施設利用対応により、令和3年度以降は再び増加傾向にあります。さらに施設の活用を広げていくためには、みやぎNPOプラザが会議室の貸出や講座開催等にとどまらず、地域社会におけるNPOの活動・市民活動の中核機能拠点として、支援機能をより一層強化していく必要があります。令和10年度に開館を予定している「宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設」においては、人的ネット
---	--

としての情報提供や各種事業の実施等のもとより、地域のNPO支援施設とのネットワークを活用した事業実施やNPO支援施設のない地域での事業実施、NPO支援施設の設置促進の働きかけなどが求められています。 (2) 活動資金の支援 ① 現状 東日本大震災以降、NPOが行う被災者支援や被災地の復興支援活動を促進するために必要となる活動資金の支援を行っています。 震災から10年が経過しましたが、被災した方々の心の復興や地域コミュニティの再構築には地域差があり、中長期的な取組が必要とされています。NPOによる取組は、復興・被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、被災者を取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、NPOのきめ細かな支援と蓄積されたノウハウに、引き続き、大きな期待が寄せられています。 ② 課題 被災した方々の心の復興や被災地における様々な課題への対応など、復興・被災者支援の継続が求められています。今後もその担い手として、NPOには重要な役割を期待されていることから、復興・被災者支援に必要な活動資金の支援を継続できるよう検討していく必要があります。また、実態調査では、「資金不足」を訴える団体が最も多いことから、NPOの資金調達を支援する取組についても推進する必要があります。 (3) 県税の優遇措置	<u>ワークの構築支援、地域課題の解決に資する協働事業の創出・コーディネート機能の強化など、NPOの多様なニーズに応える機能強化が求められます。</u> (2) 各地域における中間支援機能の強化 ① 現状 <u>県内全域のNPOの活動を総合的に促進するための中核機能拠点であるみやぎNPOプラザと県内各地域のNPO支援施設との連携を強化し、NPO支援施設の活動支援及び人材育成を行うとともに、協働事業を実施することで、NPO支援施設の機能強化と地域のNPOの活動促進を図っています。</u> ② 課題 <u>県内における中間支援機能には地域間格差があり、特にNPO支援施設が存在しない地域においては、活動する団体や新たに立ち上がる市民活動団体が支援を受けにくい状況となっています。また、既存のNPO支援施設についても、NPOの活動の広域化や多分野化が進む中で、地域のニーズに十分に答えられないという状況も考えられます。</u> <u>みやぎNPOプラザとの連携体制についても、地域によっては情報共有や事業連携が十分に図られていない場合があります。全県的な支援体制の拡充とネットワークの再構築が求められています。</u> (3) 活動資金確保の支援 ① 現状 東日本大震災以降、NPOが行う<u>復興・被災者</u>支援活動を促進するために、必要となる活動資金の支援を行って<u>きました。</u> 震災から<u>15</u>年が経過した<u>現在でも</u>、被災した方々の心の復興や地域コミュニティの再構築には地域差があり、中長期的な取組が<u>引き続き求められています</u>。NPOによる<u>支援</u>は、復興・被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、被災者を取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、NPOの<u>柔軟かつ</u>きめ細やかな支援や、<u>これまで</u>蓄積されたノウハウに、引き続き、大きな期待が寄せられています。 ② 課題 被災した方々の心の復興や、被災地における<u>多様化・複雑化する</u>課題への対応など、復興・被災者支援の継続が<u>引き続き</u>求められています。今後もその担い手として、NPOには重要な役割が期待されていることから、復興・被災者支援に必要な活動資金の支援を継続できるよう検討していく必要があります。また、<u>今回調査においても、「資金不足」が最も多くの団体に共通する課題として挙げられており、NPOが自立的に資金を調達できるよう、助成制度の活用促進、企業・市民との連携による支援の多様ななど、資金調達を支援する取組をさらに推進する必要があります。</u> (4) 県税の優遇措置	(新規追加)
---	--	---------------

① 現状 NPO法人の設立の促進と経済的自立を促すため、「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」（平成13年宮城県条例第40号）に基づき、県税の優遇措置を講じています。 「地方税法施行令」（昭和25年政令第245号）第7条の4の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割を免除するほか、収益事業を行うNPO法人についても一定の要件を満たす場合、最初の3箇年を限度に法人県民税の均等割を免除しています。また、NPO活動の用に供するための不動産や自動車が無償で取得した場合に、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割を免除しています。 さらに、福祉を担うNPO法人や環境保全を図る活動（ナショナル・トラスト活動）を行うNPO法人に対する課税免除を行っているほか、認定NPO法人への寄附の促進のための個人住民税の寄附金控除など、NPO法人の活動を支援するための優遇策を講じています。 ② 課題 課税免除の件数と金額は横ばいで推移しており、前回調査から大きな変化はありませんが、県税の課税免除は定着しており、財政的支援として一定の効果があると考えます。NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するため、寄附金控除等の県税の優遇措置について、広く周知されるよう、その情報発信が求められます。 （4）県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業 ① 現状 NPO活動の拠点を提供するため、県が保有する遊休施設の貸付けを行っています。現在、用途を廃止した校舎や宿舍など5つの施設について貸付けを実施しており、NPOの活動拠点として利用されています。 ② 課題 県では、NPOへの活動の場の提供により、NPOとともに公益的なサービスの提供や地域課題の解決に取り組んできました。各施設については、施設の老朽化による不具合があるものの、それぞれのNPOの活動の場として有効に利用されており、新たに貸し付けできる施設の確保が課題となっています。県が所有する施設には限りがあるため、新たな県有施設の確保に努めるとともに、市町村においてもNPO活動の拠点づくりについて理解と協力を求めながらNPO活動を支援していく必要があります。 （5）プロボノによるNPOの支援・運営基盤強化	① 現状 NPO法人の設立促進と経済的自立を支援するため、「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」（平成13年宮城県条例第40号）に基づき、県税の優遇措置を講じています。 具体的には、「地方税法施行令」（昭和25年政令第245号）第7条の4に規定される収益事業を行わないNPO法人に対して、法人県民税の均等割を免除するほか、収益事業を行うNPO法人についても、一定の要件を満たす場合、設立後最初の3か年を限度として同様の免除が適用されます。また、NPOが活動のために無償で取得した不動産や自動車については、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の免除措置が講じられています。加えて、福祉分野を担うNPO法人や、環境保全活動（ナショナル・トラスト活動）を行うNPO法人に対しても、該当する県税の課税免除を実施しています。 さらに、認定NPO法人等への寄附を促進する観点から、個人住民税における寄附金控除制度も設けられており、県としてNPO法人の活動を支えるための税制上の優遇措置を継続的に実施しています。 ② 課題 課税免除の件数と金額については、前回調査以降も概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られないものの、県税における課税免除措置は制度として定着し、NPO法人に対する財政的支援として一定の効果があると考えられます。 今後は、NPO法人への寄附をさらに促進し、活動の支援につなげていくためにも、寄附金控除等の県税優遇措置について、広く周知されるよう、その情報発信が求められます。 （5）県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり ① 現状 NPOの活動の拠点を提供するため、県が保有する遊休施設の貸付けを行っています。現在、用途を廃止した校舎や宿舍など、5つの施設について貸付けを実施しており、それぞれNPOの活動拠点として活用されています。 ② 課題 県では、NPOに活動の場を提供することにより、NPOとともに公益的なサービスの提供や地域課題の解決に取り組んできました。各施設については、施設の老朽化による不具合が見られるものの、それぞれのNPOの活動拠点として有効に活用されています。一方で、新たに貸付けできる施設の確保が課題となっています。県が所有する施設には限りがあるため、新たな県有施設の確保に努めるとともに、市町村に対しても、NPOの拠点づくりに関する理解と協力を求めながら、NPOの持続的な活動を支援していくことが求められます。 （6）プロボノによるNPOの支援・運営基盤強化
--	---

① 現状 多様化・複雑化する地域課題に対応するため、自主的に課題解決に取り組むNPOの活躍が期待されていますが、依然として人材不足や資金の獲得が課題となっている団体も多く、運営基盤の強化が必要となっています。このようなNPOを支援するため、Webデザインやマーケティング、会計・税務知識など、社会人が職業上のスキルや専門的知識を生かしてボランティア活動を行う「プロボノ」の理解促進の取組を進めています。 ② 課題 プロボノはNPOの運営基盤強化としてだけでなく、企業や行政にとっても人材育成に有効だと言われていますが、一部の企業を除いてまだ普及しているとは言えません。プロボノが促進されることで、社会人が自身のスキルやノウハウ等を地域社会に還元するだけでなく、様々な地域課題に取り組む人々と出会い、共に活動することでネットワークが生まれ、活動等で得た発見や充実感が本業で役立つという好循環をもたらします。プロボノが広く浸透していくためには、特に企業に対し、従業員のプロボノ参加の理解の促進が求められるとともに、働き方改革などを通じた環境づくりが期待されます。 (6) NPOとの協働 ① 現状 NPOは行政の主要なパートナーであり、庁内の多くの部署で、NPOとの連携・協働による事業を展開しています。 情報交換や意見交換、政策・企画立案への参画、事業協力や共催・後援、補助・助成、業務委託などを行っているほか、NPOについての基礎知識を習得し協働を実践するため、県職員を対象とした研修を実施しています。また、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、「NPO推進事業発注ガイドライン」を作成し、発注手続きの適正化を図り、県の事業についてNPOへの業務委託を推進しています。 ② 課題 令和元年度に実施した「NPO活動促進に係る庁内調査」によると、NPOとの協働を行った部署については、ほとんどが「期待どおりの成果があった」と回答していますが、県とNPOとの協働の実績件数は、過去3年間において横ばいで推移しています。また、業務委託における「NPO推進事業発注ガイドライン」の活用については、「全く考慮していない」との回答が半数を占めていたことから、今後もガイドラインの活用のメリットについて職員への周知を図る必要があります。 NPOとの協働をより一層推進するため、引き続き、NPOに対する理解を促進するとともに、協働による成果などの好事例について情報発信し、NPOとの協働に向けた	① 現状 多様化・複雑化する地域課題に対応するため、自主的に課題解決に取り組むNPOの活躍が期待されていますが、依然として人材不足や資金の確保に課題を抱える団体も多く、運営基盤の強化が必要となっています。 このようなNPOを支援するため、Webデザインやマーケティング、会計・税務など、社会人が職業上のスキルや専門的な知識を活かしてボランティアとして活動する「プロボノ」について、その理解促進を図る取組を進めています。 ② 課題 プロボノは、NPOの運営基盤の強化に資するだけでなく、企業や行政にとっても人材育成の手段として有効であるとされています。しかしながら、一部の企業を除き、プロボノの取組は十分に普及しているとは言えない状況です。プロボノの促進により、社会人が自身のスキルやノウハウを地域社会に還元するとともに、地域課題に取り組む人々と出会い、共に活動することで新たなネットワークが生まれ、活動から得られる気づきや達成感が本業にも活かされるという好循環が期待されます。 プロボノが広く浸透していくためには、企業に対し、従業員のプロボノ参加に関する理解の促進が求められるとともに、働き方改革などを通じた参画しやすい環境を整備していく必要があります。 (7) NPOとの協働 ① 現状 NPOは、行政の重要なパートナーであり、県庁内の多くの部局で、NPOとの連携・協働による事業が展開されています。 具体的には、情報交換や意見交換、政策・企画立案への参画、事業協力や共催・後援、補助・助成、業務委託など、様々な形でNPOとの協働が行われています。また、NPOに関する基礎的な知識を習得し、協働を実践するため、県職員を対象とした研修を実施しています。 さらに、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、「NPO推進事業発注ガイドライン」を策定し、発注手続きの適正化とともに、県の事業におけるNPOへの業務委託の推進を図っています。 ② 課題 令和7年度に実施した「NPO活動促進に係る庁内調査」によると、NPOとの協働を実施した部局のほとんどが「期待どおりの成果があった」と回答しています。しかし、NPOとの協働実績件数は、過去3年間で概ね横ばいで推移しており、大きな拡大には至っていません。また、業務委託における「NPO推進事業発注ガイドライン」の活用状況については、「全く考慮していない」との回答が半数を占めており、ガイドラインの意義や活用のメリットについて、県職員へのさらなる周知が必要です。 今後、NPOとの協働をより一層推進していくためには、引き続き、NPOに対する理解促進に取り組むとともに、協働の成果や好事例の情報発信を強化し、NPOとの協
---	--

取組を検討する機会を創出するなど、全庁的に取り組んでいく必要があります。 （７）宮城県ＮＰＯ活動促進庁内連絡調整会議等の設置 ① 現状 ＮＰＯ活動を促進する県庁内の体制として、ＮＰＯ活動促進庁内連絡調整会議及びその幹事会を設置するとともに、ＮＰＯパートナーシップ推進員を配置しています。 ＮＰＯ活動促進庁内連絡調整会議は、ＮＰＯに関する県の施策の総合的な調整と決定を行う組織であり、ＮＰＯ推進事業の選定やＮＰＯ活動に関する施策の全庁的な調整を行っています。また、ＮＰＯパートナーシップ推進員は、ＮＰＯと行政との協働を推進するため、各部局に配置しており、各部局内のとりまとめを行っています。 ② 課題 県とＮＰＯとの協働実績の件数が伸び悩んでいることから、ＮＰＯパートナーシップ推進員を中心に協働の内容の検証を行いながら、全庁的な協働の推進に取り組んでいく必要があります。 ５ 市町村の施策の現状と課題 県内市町村のＮＰＯ活動に対する支援状況を把握するため、令和元年度に実施した「ＮＰＯ活動促進に係る市町村調査」により、次のような現状と課題が明らかになりました。 ■ＮＰＯとの協働の実績について ＮＰＯとの協働を行っている市町村は、前回の平成２７年度調査よりも１団体増加し、２７団体となっています。そのうち、２５団体が「期待どおりの成果があった」と回答しており、協働を行った感想としては「行政だけでは対応できないサービスの提供や事業活動に広がりがあった」、「行政よりも柔軟な対応ができた」などと評価をしています。 ■市町村職員全般のＮＰＯに対する理解度について 市町村職員全般のＮＰＯに対する理解度については、「十分進んでいる」及び「やや進んでいる」と回答した団体が平成２７年度と比較して８団体増加し１４団体となり、「あまり進んでいない」及び「進んでいない」と回答した団体が平成２７年度と比較して８団体減少し１８団体となりました。平成２７年度調査と比較すると、理解度は進んでいるものの、「あまり進んでいない」の回答の団体が１５団体と最多であり、市町村職員全般の理解促進が必要であると考えられます。 ■ＮＰＯとのパートナーシップ形成の促進について ＮＰＯとのパートナーシップ形成の促進のため、自治体が取り組むべきことについては、「行政職員一人一人がＮＰＯに対する正しい理解を持つこと」が重要であるという回答が多く、次いで「ＮＰＯと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること」、「ＮＰＯの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること。」となりました。また、ＮＰＯとのパートナーシップ形成の促進のため、ＮＰＯに求めることについては、「団体の	働に向けた取組を検討する機会を創出するなど、全庁的に取り組んでいく必要があります。 ５ 市町村の施策の現状と課題 県内市町村のＮＰＯの活動に対する支援状況を把握するため、令和７年度に実施した「ＮＰＯ活動促進に係る市町村調査」により、次のような現状と課題が明らかになりました。 ■ＮＰＯとの協働の実績について ＮＰＯとの協働を行っている市町村は、前回の令和２年度調査よりも○団体増加し、○○団体となっています。そのうち、○○団体が「期待どおりの成果があった」と回答しており、協働を行った感想としては「行政だけでは対応できないサービスの提供や事業活動に広がりがあった」、「行政よりも柔軟な対応ができた」などと評価をしています。 ■市町村職員全般のＮＰＯに対する理解度について 市町村職員全般のＮＰＯに対する理解度については、「十分進んでいる」及び「やや進んでいる」と回答した団体が令和２年度と比較して○団体増加し○○団体となり、「あまり進んでいない」及び「進んでいない」と回答した団体が令和２年度と比較して○団体減少し○団体となりました。令和２年度調査と比較すると、理解度は進んでいるものの、「あまり進んでいない」の回答の団体が○○団体と最多であり、市町村職員全般の理解促進が必要であると考えられます。 ■ＮＰＯとのパートナーシップ形成の促進について ＮＰＯとのパートナーシップ形成の促進のため、自治体が取り組むべきことについては、「行政職員一人ひとりがＮＰＯに対する正しい理解を持つこと」が重要であるという回答が多く、次いで「ＮＰＯと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること」、「ＮＰＯの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること」となりました。また、ＮＰＯとのパートナーシップ形成の促進のため、ＮＰＯに求めることについては、「団体の	「第５章第２節 県庁内の推進体制」に移項・更新
---	--	--------------------------------

組織運営が安定していること」が重要であるという回答が一番多く、続いて「行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること」、「専門知識やノウハウを有していること」の回答が多い結果となりました。一方で、「法人格を取得していること」や「NPO間のネットワークの形成がなされていること」を重要視するという回答は少ない結果となっています。

■NPO活動施策に必要な県からの支援について

NPO活動促進施策に必要な県からの支援については、「市町村が実施する財政的支援事業への補助」が一番多く、次いで「市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供」となっています。「特に必要な支援はない」と答えた回答も19団体ありました。

行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、地域課題の解決に取り組むNPOとの相互の理解を深め協働を推進することが必要であり、県は、市町村に対し、積極的に市町村がNPO活動促進施策を進めるための情報提供をするとともに、市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。

第3節 NPOに期待される社会的役割と可能性

1 社会参加機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO

社会の役に立つことを生きがいや自己実現につなげようとする意識が人々に広がってきています。

NPOは、そうした社会参加の主要な手法の一つとなっており、多様な思想やアイデア、価値観等を持つ個人の力を集結して社会の力へと変える役割を果たしています。

人々は、社会的・公益的な活動に参加することによって、社会の問題に関心を持ち、その解決の意義や必要性を考える機会を得ることができます。NPOには、このような市民性への目覚めとその育成の機会、ひいては、民主主義を学ぶ機会を提供する役割も期待されていると言えます。

2 市民セクターの中心的存在としてのNPO

健全な市民社会の形成のためには、行政や企業等のほかに、既存の仕組みから独立した行動原理を持つ市民セクターの存在が求められています。

そして、NPOには、市民セクターの中心的存在となり、シンクタンクや公共サービスの担い手として、様々な政策提言や活動を行うことが期待されています。

3 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO

人口減少や少子高齢化の進展等、社会を取り巻く環境が変化することにより、ニーズの多様化・複雑化が進み、新たな地域課題が発生しています。それらの解決に向けて柔軟で機動的な対応が求められており、NPOには、新しい発想と機動力で新たな社会的課題に対して

組織運営が安定していること」が重要であるという回答が一番多く、続いて「行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること」、「専門知識やノウハウを有していること」の回答が多い結果となりました。一方で、「法人格を取得していること」や「NPO間のネットワークの形成がなされていること」を重要視するという回答は少ない結果となっています。

■NPOの活動施策に必要な県からの支援について

NPOの活動促進施策に必要な県からの支援については、「市町村が実施する財政的支援事業への補助」が最も多く、次いで「市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供」となっています。「特に必要な支援はない」と答えた回答も〇〇団体ありました。

行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、地域課題の解決に取り組むNPOとの相互の理解を深め協働を推進することが必要であり、県は、市町村に対し、積極的に市町村がNPOの活動促進施策を進めるための情報提供をするとともに、市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。

第3節 NPOに期待される社会的役割と可能性

1 社会参画機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO

社会の役に立つことを生きがいや自己実現につなげようとする意識が高まりつつあり、社会貢献やボランティアへの参加が一つのライフスタイルとして浸透し始めています。

NPOは、こうした市民の社会参画の場であり、多様な価値観や考え方を持つ個人が集まり、社会の力へと変える役割を果たしています。

人々は、社会的・公益的な活動に関わることで、地域や社会の課題に目を向け、自らの役割や責任を考える機会を得ることができ、とりわけ若者や地域外からの移住者にとって、NPOの活動は地域社会への参画の機会としても機能しています。

2 市民セクターの中心的存在としてのNPO

多様な個性・価値観を尊重する参画型社会を実現するには、行政や企業等のほかに、既存の仕組みから独立した行動原理を持つ市民セクターの存在が求められています。

NPOは、こうした市民セクターの中心的存在の担い手として、公共サービスの提供だけでなく、政策提言や啓発、ネットワーク形成など多様な形で社会に貢献しています。既存の制度や枠組みにとらわれず、柔軟かつ創造的に活動を展開できる点において、NPOは市民社会の活性化に向けた中核的な存在であり、引き続きその役割の発揮が期待されています。

3 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO

人口減少、少子高齢化、気候変動、格差の拡大、孤立、メンタルヘルスの問題など、社会的課題は多様化・複雑化し続けています。こうした課題に対して、迅速かつ柔軟に対応できる現場力と創造力を持つNPOは、社会の変化に先駆けて取り組む存在として、ますます注

も先駆的，創造的な取組を行うことが期待されています。 4 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO 人口減少や少子高齢化，雇用の不安定化，地域・家族の紐帯の弱体化等，経済社会の構造変化が進む中，困難に陥った人々に対するサポートや地域社会との関係性を再生するための活動が重要となります。 NPOには，生きづらさを感じている人や多様な問題を抱える人の社会的包摂に向けた先導的役割も期待されており，こうした取組がより広げられる条件づくりが求められます。 5 NPOを支援するNPO（中間支援組織） NPO活動を促進するためには，中間支援組織の政策提言や地域資源（人材や物資，資金，場所等）の仲介，協働のコーディネートなどの支援機能が重要です。 様々な分野でNPO活動が展開される中で，個々のNPOが社会的な役割を担うとともに，その資源が有効に活用されるように，NPOと多様な主体との協働のコーディネートなどを担う中間支援組織の役割が，今後ますます大きくなると考えられます。 6 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO 災害等における復興の担い手は県民一人一人であり，それぞれが復興に取り組んでいくとともに，復興の推進のためには，県，市町村，企業，NPOなど，多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら，連携していくことが重要です。そして，NPOには，被災者の心のケアや生活のサポート，地域コミュニティの再構築におけるきめ細かなサービスの提供など，現場目線や柔軟性，機動性といったNPOの強みを生かした役割が期待されています。 第4節 NPOの課題と今後望まれること NPO活動は様々な分野で展開され，NPOに期待される社会的な役割はますます大きくなっていますが，反面，自立的な運営や活動内容の向上等の面で課題を抱えることにより，その機能を十分に発揮できない団体もあります。 NPOには，多様な主体と共に社会を支え，その期待に応えるため，次のような取組を進めることが求められています。 1 説明責任と情報公開 NPOは，その目的や使命を実現するために活動しており，目的や使命への共感が多くの人々や企業などを動かし，寄附や活動への参加等の協力を得ることができます。このため，	<u>目されています。特に、既存の制度では対応しきれない新しいニーズに対し、現場目線で制度や政策へとつなげていけることもNPOの大きな強みであり、政策形成過程においても重要な役割が期待されています。</u> 4 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO <u>孤独や孤立、貧困、障害、外国人、ひとり親、LGBT（性的マイノリティ）など、様々な背景をもつ人々が社会の中で取り残されることがないように、NPOは多様な人々が参加し、つながりを回復するための受け皿として、重要な役割を果たしています。</u> <u>NPOは、生活に困難を抱える人々の声に耳を傾け、寄り添いながら活動を展開することで、社会的包摂を実現する基盤となっています。このような活動をさらに広げていくための条件づくりが求められます。</u> 5 NPOを支援するNPO（中間支援組織） <u>NPOの活動を継続的に促進していくためには、中間支援組織の存在が重要です。中間支援組織は、NPOに対して、情報提供、人材育成、資金調達、政策提言、ネットワークづくりなど、横断的かつ基盤的な支援を行う組織です。</u> <u>分野や規模を問わず多くのNPOが活動する中で、多様な主体のつなぎ役や協働のコーディネーターとしての中間支援組織の役割は一層重要性を増しており、地域のNPO基盤を支える機能として、今後も強化が求められています。</u> 6 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO <u>東日本大震災をはじめ、地震、豪雨、台風など大規模かつ多様化する自然災害が頻発する中で、災害対応や復興の担い手として、NPOが注目されています。NPOは、物資提供、被災者の心のケア、生活再建支援、コミュニティの再構築など、行政だけでは対応しきれない部分を現場目線で補完する役割を果たしています。さらに、災害対応の経験を蓄積し、平時からの防災・減災活動にも取り組む団体も増えており、災害に強いまちづくりの担い手として期待が高まっています。</u> 第4節 NPOの課題と今後望まれること <u>NPOの活動は、福祉、環境、教育、災害支援、地域づくりなど、様々な分野で展開されており、社会的な期待は一層高まっています。一方で、資金確保や人材の確保・育成、運営基盤の脆弱さ、情報発信の不足など、団体運営に関する課題も顕在化しており、期待される役割を十分に果たせていない団体も存在します。</u> <u>これからのNPOには、地域社会の信頼を得ながら持続的な活動を展開し、多様な主体と共に社会課題の解決に取り組むために、以下のような対応が求められます。</u>	「6 説明責任と情報発信の強化」に移項・更新
---	--	-------------------------------

目的や使命を明確にし、様々な媒体を活用して、積極的に情報を発信することが不可欠です。 より多くの人々からの理解と支持を得て、社会からの信頼を確かなものにしていくためには、説明責任の重要性を認識し、積極的に情報公開・情報発信を行うことが求められています。 2 継続的な活動のためのマネジメント能力の向上 NPOが社会との信頼関係を確立するために基本的かつ重要なことは、NPOが社会的・公益的な活動を継続的に行うことであると考えられます。 このため、それぞれのNPOが持つ活動資源を有効かつ効率的に活用し、自立した運営の下で継続的な活動ができるよう、事業実施や組織運営・管理等のマネジメント能力を高めることが求められています。	1 持続可能な運営を支えるマネジメント能力の向上 <u>NPOが社会的責任を果たし、継続的に信頼される団体であるためには、安定した組織運営と持続可能な体制の構築が必要です。</u> <u>そのためには、事業計画・財務管理・人材育成・評価・ガバナンス等に関するマネジメント能力の向上が重要であり、特に団体の成長段階や規模に応じた運営力の強化が求められます。また、組織の中に担い手の育成や事業の可視化、外部との連携などの仕組みを強化させる工夫も、長期的な視点で必要です。</u> 2 多様な主体とのネットワークの構築・拡大 <u>地域課題が多様化・複雑化する中で、単独では対応が難しい課題に対しては、ネットワークを活用した連携・協働による対応が有効であり、今後のNPOには、行政、企業、教育機関、地域団体など多様な主体と連携し、相互の強みを活かしながら協働することが一層求められます。そのためには、日頃から他団体との関係性を築き、共通の目標を持って連携できる土台づくりが必要です。</u> 3 若年層・多様な人材の参加促進と担い手の育成 <u>NPOの多くが高齢化や人材不足の課題を抱える中で、持続可能な組織運営のためには、若年層や副業・兼業人材、移住者や外国人など、多様な人々が活動に関われる仕組みや、意欲ある人材を育てる仕組みの整備が求められます。</u> 4 中間支援機能との連携強化と支援体制の活用 <u>各地域の中間支援組織が持つ、相談、研修、コーディネート、情報発信といった機能を活用しながら、個々のNPOが自立性を高めていくことが求められます。中間支援組織との連携により、孤立した運営から脱却し、地域全体のNPOの活動の底上げにつなげる視点が必要です。</u> 5 デジタル化・ICT活用への対応力の強化 <u>現代の社会活動では、情報発信、業務効率化、広域的な連携のいずれにおいても、デジタル技術の活用が不可欠です。しかし、ICT人材の不足や知識格差が課題となっており、支援の届かない団体もあります。活動の幅を広げ、若年層の参画を促す意味でも、オンラインツールやSNS、データ活用等の基盤整備が求められます。</u> 6 説明責任と情報発信の強化 <u>NPOの活動は、社会的・公益的な目的の実現を目指すものであり、その意義や活動内容</u>	(新規追加) (新規追加) (新規追加) (新規追加) 「1 説明責任と情報公開」から移
---	--	---

3 創造性の発揮 NPOは、現場の実情に即した情報を豊富に持つことで、人々のニーズを先取りし、先駆的な取組を行うことができるなど、行政や企業では対応が困難な新たな課題についても、迅速かつ効果的な活動を展開することが期待されています。 NPOは、その目的や実施事業、構成メンバーなど様々な違いがあり、多様な面を持っています。他の団体を尊重し、社会と関わりを持ちながら、その特徴を生かし、創造性を発揮し変化を促す活動を展開することが期待されています。	<u>に共感を得ることで、寄附や協力、参加などの支援が広がります。そのため、団体の目的や活動の内容、成果などを分かりやすく、タイムリーに発信する姿勢が求められます。紙媒体だけでなく、ウェブサイトやSNS、動画配信など、多様な手段による情報発信の工夫が必要です。</u> <u>市民や企業、行政など多様な関係者からの信頼を得るには、単に情報を公開するだけでなく、説明責任を果たすことへの意識と行動が不可欠です。</u> 7 資金調達力と経済的自立の確保 <u>助成金・補助金への依存傾向が強いNPOにとって、資金調達の多様化と収益構造の確立は重要な課題です。寄附の獲得、クラウドファンディング、協賛企業の確保など、持続可能な財政基盤を構築する力が必要とされます。また、ファンドレイジングのノウハウ習得等も有効です。</u> 8 社会課題に応えるための創造性の発揮 <u>既存の制度では対応しきれない新しいニーズに対応するには、柔軟な発想と創造的な取組が必要です。NPOは、現場の実情に即した情報を豊富に持つことで、人々のニーズを先取りし、先駆的な取組を行うことができるなど、行政や企業では対応が困難な新たな課題についても、迅速かつ効果的な活動を展開することが期待されています。今後は、課題を可視化し、既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応力や、ICT・データを活用したアプローチが求められるとともに、社会変化に機敏に反応できる体制整備も重要です。</u>	項・更新 (新規追加)
第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等 第1節 基本計画の見直しの視点 第1章及び第2章を踏まえ、次の視点により基本計画を見直します。 1 東日本大震災からの復興支援と今後の災害等への対応 NPOは、現場目線や柔軟性、機動性といったNPOの強みを生かしたきめ細かなサービスの提供などにより復興の取組に大きな役割を果たしてきました。震災から10年が経過しましたが、被災地域のコミュニティの再構築などには中長期的な対応が必要となっていることから、行政はもちろん、様々な団体と連携を図り、引き続き、一人一人に寄り添った支援をしていく必要があります。 震災復興に大きな役割を果たしてきたNPOが、活動の縮小や停止を余儀なくされることなく、今後も力を発揮できるよう、次の段階に進むための支援が求められています。さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、今後、自然災害や感染症などの不測の事態に対する活動支援体制の構築を進める必要があります。 2 みやぎNPOプラザの機能の再検討	第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等 第1節 基本計画の見直しの視点 第1章及び第2章を踏まえ、次の視点により基本計画を見直します。 1 東日本大震災からの復興支援と今後の活動 <u>東日本大震災からの復興において、NPOはその柔軟性や機動性を活かした支援活動を通じて、被災者へのきめ細やかな対応や地域コミュニティの再生など、重要な役割を果たしてきました。震災から15年が経過した現在も、被災地域では、コミュニティの再構築や心のケアなど、中長期的な支援が引き続き求められており、NPOの役割はなおも重要です。また、震災対応の経験を通じて蓄積されたノウハウやネットワークは、今後の災害時対応や平時からの地域づくりにも活かされるべき資源です。一方で、震災直後から活動してきたNPOの中には、活動の担い手の高齢化や資金難、人材不足により、活動の継続が困難になっている団体も見受けられます。今後は、これらのNPOが持続的に活動を展開できるような支援が求められます。また、平時からの協働体制の強化や、情報共有等も併せて推進していく必要があります。</u> 2 みやぎNPOプラザの施設複合化を活かした機能強化	

みやぎNPOプラザは、NPO活動の促進やNPOの自立等を支援するための基盤となる機能のほか、NPOに期待される社会的役割の実現に寄与するための機能を担っています。

令和2年3月に策定された「県有施設等の再編に関する基本方針」では、老朽化した施設の集約・複合化によって、施設において重複や類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指すこととされました。みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎については築年数を考慮し基本的には廃止する方向で検討を行い、みやぎNPOプラザについては、他の施設と集約・複合化する方針案が示されました。他の施設と複合化・諸室機能の共有化により、NPO活動の情報発信や、交流促進機能の強化など、多様な主体との連携・協働の可能性を広げるとともに、県内全域のNPO活動促進に資するための新たな中核機能拠点として期待されています。

みやぎNPOプラザについては、引き続き県の中核機能拠点として県内各地域で活動するNPOへの支援事業を展開するとともに、みやぎNPOプラザを中心とした県内のNPO支援施設とのネットワーク強化や中間支援組織との連携・協働を図っていく必要があります。また、人口減少等により持続可能性が危ぶまれる地域におけるNPO支援活動のニーズの高まりを見せる中、県内全域を網羅したNPO活動促進に資するため、NPO活動を支援する拠点について、様々なネットワーク等を利用しながらサービスの提供を都市部一箇所に限定しないかたちでの在り方を含む効果的なNPO支援体制について検討していく必要があります。

3 市町村との連携

様々な社会的課題を解決するためには、多様な主体との連携により相互に補完しながら取り組むことが重要です。特に、地域の課題解決に取り組むNPO活動の促進には、市町村との連携・協働が重要であり、NPOが持つ特徴を十分に発揮し活動するためには、NPOへの理解を深めるとともに、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働の実現に向けた環境づくりを行っていく必要があります。また、県は、NPOと市町村との協働推進に向けて、情報提供や意見交換などを行いながら連携を強化していくことが必要となっています。

4 NPOへの理解・協働の促進

促進条例の制定から20年以上が経過し、NPOに対する期待とその果たす役割は大きくなってきていますが、NPOへの社会の理解は必ずしも十分に進んでいるとは言えない状況にあり、NPOと市民や行政、企業等とが相互理解を深めていくための取組が必要です。特に、NPOと企業や教育機関、大学等学術機関との協働は進んでいない状況にあることから、NPOは、自ら説明責任としての情報公開を行うとともに、NPOに対する理解と協力を得るための情報発信を行い、協働について働きかけていく必要があります。

みやぎNPOプラザは、NPOの活動促進や自立支援、協働推進の中核機能拠点として、多様な機能を担ってきました。

県では、令和10年度にみやぎNPOプラザを宮城県民会館との複合施設として新たに整備し、NPOと文化・芸術、福祉、教育など多様な分野の交流・連携を促進する新たな社会参画の拠点づくりを進めていきます。この施設複合化を契機として、NPOの情報発信や多様な主体との連携・協働を促進する中核機能拠点としての機能を強化していくことが重要です。また、従来の来館型サービスに加え、オンライン支援や出張型支援、地域サテライトとの連携などの支援体制の検討も必要です。

今後も、みやぎNPOプラザを中核機能拠点として位置付けつつ、県内各地域で活動するNPOへの支援を継続・強化していくとともに、各地域のNPO支援施設とのネットワーク構築や中間支援組織との連携を強化し、県全体のNPOの活動を支える体制を構築していく必要があります。

3 行政や企業との連携

地域社会が直面する課題は多様化・複雑化しており、その解決には行政や企業、NPO、市民など、多様な主体が相互に補完しながら取り組むことが必要です。特に、地域に根ざしたNPOの活動を促進し、その力を最大限に発揮するためには、行政との協働体制の構築が重要です。そのためには、行政とNPOが相互の立場や役割を尊重し、NPOの活動に対する理解を深めながら、継続的な協働の機会を創出していくことが求められます。また、近年は企業においても、CSR（企業の社会的責任）やSDGsへの対応を背景に、地域貢献や社会課題解決に関心を持つ動きが広がっています。企業が持つ資源やノウハウをNPOと共有し、プロボノ、寄附、協働事業などの形で連携することは、地域における新たな価値の創出につながります。

こうした背景を踏まえ、NPOと行政・企業との連携促進に向け、情報提供や交流機会の提供、協働事例の共有、意見交換などを通じた、連携・協働が促進される環境づくりを推進していくことが必要です。

4 NPOへの理解・協働の促進

NPOへの社会的な期待や役割は大きくなっていますが、促進条例の制定から25年以上が経過した現在でも、NPOに対する市民や企業、行政などの理解は十分に進んでいるとは言えません。特に、企業や大学・教育機関などとの連携や協働は、まだ十分に構築されていない状況です。

こうした中、NPO自身が説明責任を果たし、積極的に情報公開や発信を行うことで、社会に対する理解と信頼の醸成を図ることが求められます。また、協働の可能性を広げるため

また、NPOは組織としての成熟度がそれぞれ団体で異なり、資金や人材、活動場所など活動資源の面で課題を抱えている団体も少なくありません。NPO活動を進展させるためには、社会全体が支えるとともに、NPOがその活動を通して社会に還元するという環境の創出が重要になります。そのためには、行政による支援のみならず、市民や企業等から活動への理解と共感を得ながら、パートナーとしての関係を構築することが必要です。	<u>に、行政や企業、学術機関など多様な主体に対して、協働について働きかけを進めていく必要があります。</u> <u>さらに、NPOの活動を持続的に展開していくためには、社会全体がその活動を支えるとともに、NPOも社会に価値を還元していくという、双方向の関係が重要です。</u> <u>今後は、行政の支援に加え、市民、企業、大学などがNPOの理念や活動に共感し、パートナーとして関わっていくための環境づくりを一層進めていくことが求められます。</u> 5 若年層・多様な人材の参画促進と担い手の育成 <u>人口減少や少子高齢化が進行する中、地域社会やNPOの持続性を確保していくためには、若年層をはじめとする多様な人材の参画促進と、次世代を担う人材の育成が課題となっています。しかし、NPOの活動への参加のきっかけや継続の仕組みについては、必ずしも十分に整っているとは言えず、多様な世代の人々にとって参画しにくい面があると考えられます。特に、学生や社会人の関わり方が限定的になりがちであることや、ジェンダー、障害、外国籍など、さまざまな背景を持つ人々への配慮が十分に行き届いていない可能性が考えられます。</u> <u>こうした課題に対応するため、今後は、学校や大学との連携による体験型学習の機会づくりやNPOでのインターンシップやボランティア活動の促進など、若年層がNPOの活動に関わる機会を創出することが求められます。また、ジェンダーや多文化共生の視点を踏まえたインクルーシブな活動体制の整備や、多様な人材を受け入れる柔軟な仕組みづくりを進めることが求められます。</u> 6 中間支援機能とネットワークの構築・強化 <u>NPOの活動を持続的かつ効果的に展開していくためには、個々の団体の努力に加え、活動を支え・つなげる中間支援の仕組みが重要です。人口減少や担い手不足などにより、NPO単独で活動を継続していくことが困難となることが懸念される中で、連携・協働を促進し、知見や資源を共有するためのネットワークづくりが重要な課題となっています。</u> <u>このため、みやぎNPOプラザを中心とした広域的な支援ネットワークの形成を推進するとともに、各地域の中間支援組織との連携強化により、県内全域を支援できる体制を構築していく必要があります。</u> 7 NPOのデジタル化の推進 <u>近年、デジタル技術の進展により、社会全体でICTの活用が急速に進む中、NPOにおいても情報発信の強化、活動の効率化、支援者との関係性の構築、新たな参加の仕組みづくりなど、デジタル技術の導入は不可欠となっています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にオンラインでの会議やイベント開催、クラウドツールを活用した業務管理などが広がり、活動のあり方そのものが大きく変化しています。一方で、NPOにおけるデジタル環境の整備やITリテラシーの向上にはばらつきがあり、デジタル技術を活用した情報収集力の差が、活動規模や展開力の差につながる懸念もあります。</u> <u>NPOのデジタル化は、単なる技術導入にとどまらず、地域課題の解決力を高め、多様な人々の参画やつながりを生み出す基盤となるものであり、今後のNPOの活動の質的向上と</u>	(新規追加) (新規追加) (新規追加)
--	---	---

5 SDGsとの関連付け

SDGsでは、「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」の主要原則を重視することとされています。これらの原則の中でも「参画型」については、自治体、企業、NPO、市民など多様な主体の参画によりSDGs達成に向けて取り組むことが、「誰一人取り残さない」持続的な世界の実現につながっていくとされています。

社会の持続可能性を高めるという目標に向けて、17のゴール、169のターゲット、232の指標を掲げるSDGsの達成を目指す上でNPOが大きな役割を果たす存在であることを再認識するとともに、SDGsを意識した活動により、NPOと市民、企業、大学・研究機関、行政など、多様な主体との協働を促進していく必要があります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった時代の転換点に直面する中、NPOが活動を継続していくためには「新しい生活様式」の実践とそれによる人と人とのつながりの変化に対応する必要があります。対面での交流やサービスの提供が難しくなる中、NPOはオンラインでの会議などICTを活用した様々な取組を先駆的に行ってきました。一方で、市民に寄り添いながら状況に応じて対面での人と人との交流による活動も継続しています。

NPOの有するこのような先駆性や柔軟性は、多様化・複雑化しつつある社会課題の解決にとって重要な要素であり、今後、行政をはじめとする多様な主体との協働の中に取り込んでいくことが求められています。

第2節 基本計画における基本理念

前計画（第4次）の基本理念である「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。

第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を掲げます。

持続性確保に向けて、重要な視点として位置付ける必要があります。

8 SDGsを基軸とした地域課題解決と社会的価値の創出

NPOは、福祉、教育、環境、まちづくりなど、SDGsの目標と深く関わる多様な分野で活動しており、地域課題に密着した取組を通じて、社会的価値の創出に大きく貢献しています。こうした活動をSDGsの視点から再整理し、可視化していくことにより、地域住民や企業、行政など他の主体との共感や連携を生み出すきっかけとなり、地域ぐるみの課題解決と好循環の創出につながることが期待されます。

このため、NPOがSDGsとの関係を認識し、目標の達成に向けた取組を明確にしながら、評価・発信する力を高めていくことが重要です。県としても、SDGsに基づく活動の可視化や事例の共有、行政・企業との連携機会の創出などを通じて、NPOの取組が地域社会の持続可能な発展を支援できる体制を整備していく必要があります。

9 ポストコロナ社会における新たなつながりの創出

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式や働き方、そして地域コミュニティの在り方に大きな変化をもたらしました。外出の自粛や対面での交流の制限により、孤立や分断が顕在化した一方で、オンラインを活用した新たなつながりや支援の形も生まれました。NPOもまた、地域の実情に応じて柔軟に対応しながら、子ども・高齢者の見守り、オンライン学習支援など、多様な課題に取り組んできました。

こうした経験を踏まえ、今後の地域づくりにおいては、単に新型コロナウイルス感染症拡大以前の状態に戻すのではなく、デジタルとリアルを組み合わせた新たな形のつながりを構築することが求められています。多様な背景を持つ人々が互いに支え合い、孤立を防ぎながら、安心して地域社会の一員として暮らせる環境を整備していくことが重要です。

第2節 基本計画における基本理念

前計画（第5次）の基本理念である「NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、**多彩な社会参画による**持続可能な社会を実現する。

第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本方針を掲げ、計画期間中に重点的に取り組む方向性を明らかにします。

1 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促す情報発信を行います。また、NPOが自立して継続的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。 2 基本方針 2 NPO活動を促進する体制の整備 NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進します。また、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築します。 3 基本方針 3 多様な主体とのパートナーシップの確立 変化の大きな社会における様々な課題解決やNPO活動の新たな展開につなげるため、多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた協力・支援を推進します。	1 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 <u>NPOが自立し、継続的に活動できるよう、組織運営、資金調達、人材育成などの基盤強化を支援します。併せて、活動拠点の確保を推進するとともに、NPOの活動に対する社会の理解と関心を高め、幅広い主体の参画を促すため、積極的な情報発信を行います。</u> 2 基本方針 2 NPOの活動を促進する体制の整備 NPOの活動が県内全域において活発に展開されるよう、<u>県内のNPO支援施設や中間支援組織等とのネットワーク強化と連携・協働体制の構築を図るとともに、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの機能充実と利活用を促進し、支援体制の整備を進めます。併せて、NPO支援の地域間格差の解消に向け、広域的な取組や情報共有の促進にも取り組みます。</u> 3 基本方針 3 多様な主体による多彩な協働の創造 <u>地域や社会の課題が多様化・複雑化する中、NPOが柔軟かつ先駆的に対応できるよう、行政、企業、大学、学校、地縁団体、市民など、多様な主体との相互理解と信頼に基づいた多彩な連携・協働を促進します。</u>	
第4章は施策項目の掲載順序等の組替を行っているため、第6次計画の掲載順序に併せて第5次計画の該当項目の掲載順序を入れ替えています。 第4章 施策と事業 第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します 基本方針 2 NPO活動を促進する体制の整備 施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します 基本方針 3 多様な主体とのパートナーシップの確立 施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します 第1節 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します	第4章 施策と事業 第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 施策の柱1 <u>NPOが自立・継続して活動できる基盤づくり</u> 基本方針 2 NPOの活動を促進する体制の整備 施策の柱2 <u>NPOのネットワーク構築と支援環境の充実</u> 施策の柱3 <u>中核拠点機能の強化及び交流拠点の整備充実</u> 基本方針 3 多様な主体による多彩な協働の創造 施策の柱4 <u>協働を進める仕組みと環境づくり</u> 第1節 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 施策の柱1 <u>NPOが自立・継続して活動できる基盤づくり</u>	

1 NPO活動への社会の理解と参加促進 (1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進 企業・行政・市民それぞれの立場を越えた人的交流や、市民セクターを支える資金の流動を図るため、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを行う機能の強化や寄附に関する情報発信、学校教育や社会教育など教育活動中でのボランティアや寄附への関心や理解をより深める取組の実施及び社会人の様々なスキルや経験を生かしたプロボノの有効性や社会貢献効果等に関する情報の発信などの取組を推進します。また、受け入れる側についても、情報公開の責任を果たすため、ボランティアや寄附に関する事項などについての積極的な情報発信や情報公開に関する意識の向上や体制の整備が求められていることから、それらを促進する取組を進めます。 (2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供 NPOに対する社会の理解と多様な人々のNPO活動への参加を促進するため、みやぎNPOプラザによる資料やパンフレットの発行等、みやぎNPO情報ネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のICTを活用した情報発信により、NPOの活動内容やボランティア・会員募集などの各種情報を提供します。また、県政だよりによる広報、みやぎ出前講座での説明機会の活用や、優れた活動の発表場所の創出や表彰などを行うことにより、NPO活動の意義や役割に対する社会の理解を促進するとともに、メディアとのパートナーシップの構築に努めます。 (3) NPOによる情報公開・情報発信への支援 特定非営利活動促進法では、NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を県に提出することとされています。これらの書類をインターネット上で公開し、NPO法人が社会への説明責任を果たすための支援を行うとともに、NPO活動への理解の促進を図ります。また、団体がホームページを開設したり、様々な情報発信ツールを利用して情報発信することがNPOを理解するきっかけとなることから、みやぎNPO情報ネットをはじめ、みやぎNPOプラザの情報提供機能を活用し、NPOが自ら行う情報公開・情報発信の充実を支援します。	1 NPOの活動への社会の理解と参加促進 (1) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供 <u>NPOの活動に対する社会の理解を深め、多様な人々の参画を促進するため、みやぎNPOプラザによるパンフレットの発行等のほか、みやぎNPO情報ネットやSNSなどのICTツールの活用により、各団体の活動内容、ボランティアや会員の募集情報、イベント開催情報等を積極的に発信します。また、県政だよりやみやぎ出前講座を活用し、県民に対してNPOの意義や役割についての理解を広める機会を提供するとともに、地域で優れた成果をあげている団体の活動についての発表場所の創出や表彰などを行い、活動内容の可視化と社会的評価の向上を図ります。併せて、NPOの活動が広く社会に伝わるよう、メディアとのパートナーシップの構築を進めます。</u> (2) NPOによる情報公開・情報発信への支援 <u>NPO法人には、特定非営利活動促進法に基づき、毎年度、事業報告書等を提出し、社会に対して説明責任を果たす義務があります。これらの書類をインターネット上で公開し、情報へのアクセス性の向上と透明性の確保を図ります。また、各団体が自らホームページを開設したり、SNSや動画等の媒体を用いた広報活動を展開する際の支援を行い、団体の情報発信力の向上を後押しします。</u> <u>こうした情報発信支援の一環として、みやぎNPO情報ネットを活用した広報の強化も図り、NPOが市民や行政、企業などと効果的につながるための環境整備を推進していきます。</u> (3) ボランティア・プロボノ活動への取組の促進 <u>多様な主体の地域参加を促進するため、NPOが行うボランティアやプロボノの受入体制の整備やマッチング支援を推進します。特に、職業上のスキルや専門的な知識を活かして活動するプロボノの普及促進を図るため、企業や関係団体との連携を強化し、参加事例の紹介やセミナーの開催などを通じて、社会人の地域貢献活動への参加を後押しします。また、若者や高齢者など、多様な世代がそれぞれのライフスタイルに応じて参加できる仕組みづくりに取り組むとともに、NPOが活動内容やニーズを発信しやすくするための広報支援に努めます。</u>	「(3) ボランティア・プロボノ活動への取組の促進、(4) 多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援」に分割・更新 「(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進」を分割・更新
--	---	--

2 NPOの人材育成と財政的支援 (1) 人材の育成等 ① 各地域における研修・講座の開催 それぞれのNPOの状況に応じ、組織運営に必要な会計や税務等、事業計画の立案、情報発信、人材育成等のマネジメント能力の強化を図り、事業継続のための研修・講座を開催します。また、これからNPO活動を始めようとする市民等を対象に人材育成や事業の進め方などNPO活動に必要な知識や技術等に関する研修会をみやぎNPOプラザや各地域において開催します。 ② NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化 県内各地域のNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象とした研修を実施し、スタッフの資質向上を図り、設立、運営、事業展開等様々な段階で求められる相談への対応力や、多様な主体との協働のコーディネート機能を強化します。 ③ 多様な人々の参加促進 ICTを積極的に活用し情報発信を行い、多様な人々のNPO活動への参加を促進します。 ④ 団体等との交流促進	<u>こうした取組を通じて、ボランティア・プロボノ活動の社会的認知を高め、NPOと市民、企業との協働による地域課題解決の取組を推進していきます。</u> <u>(4) 多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援</u> <u>NPOが安定的に活動を継続していくためには、自主財源の確保が重要であり、その一つとして寄附の活用が注目されています。近年では、インターネットを活用したクラウドファンディングや遺贈寄附など、寄附の手法も多様化しています。</u> <u>このような状況を踏まえ、NPOの寄附募集活動を支援するため、認定・特例認定NPO法人制度の周知や、寄附金控除に関する情報提供を行うとともに、広報媒体や講座等を通じて寄附文化の醸成に取り組みます。また、NPOが効果的に寄附を呼びかけるためのスキル向上支援や、成功事例の共有、市民や企業との信頼関係構築に資する情報発信の支援も行い、寄附による活動資金確保の推進を図ります。</u> 2 NPOの人材育成と財政的支援等による組織基盤の強化 (1) 人材の育成支援 ① 各地域における研修・講座の開催 <u>NPOの組織運営を支えるためには、組織内における会計や税務、労務管理、事業計画の立案、情報発信、人材育成など多岐にわたる分野の専門的な知識とスキルが求められます。このため、県内各地域において、これらの分野に対応した研修や講座を実施し、マネジメント能力の向上を図ります。また、これから活動を始めようとする市民等を対象に、NPOの意義や活動の進め方など、基礎的な知識や技術を学ぶ機会を提供にも取り組み、NPOの自立的かつ継続的な活動を支える人材の育成を推進します。</u> ② NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化 <u>NPOの成長段階に応じた適切な支援を提供するためには、支援機関としての専門性と対応力の向上が重要です。県内各地域に設置されているNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象に、設立手続、資金調達、事業運営、協働のコーディネートなどに対応できるよう、人材育成を目的とした研修を行い、支援機能の強化を図ります。併せて、NPOと行政・企業・教育機関等との連携・協働を効果的に推進するための調整・仲介機能の充実にも取り組みます。</u> ③ 多様な人々の参加促進 <u>NPOの活動への多様な人々の参画を促進するため、ICTを活用した広報や情報発信の充実を図ります。また、年代や性別、職業を問わず、誰もが自分に合った形でNPOに関わることができるよう、分かりやすく参加しやすい情報の提供を進めます。特に、若年層や働く世代がオンラインで手軽に情報を得られるよう、みやぎNPO情報ネットやSNS等を通じた参加促進の取組を強化します。</u> ④ 団体等との交流促進	「(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進」を分割・更新
--	--	--

NPO活動の促進を図るほか、NPOを支える人材を育成する観点から、NPO相互間の交流や、NPOと市民との幅広い交流を促進します。 （２）財政的支援制度の充実 ① 活動資金の支援 NPO法人も融資対象となる県中小企業制度融資により、資金調達の支援を行います。さらに、震災復興支援をはじめとした補助金などを活用して支援していきます。 ② 県税の優遇措置 NPO法人の財政基盤の確立を支援するため、引き続き、収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割等の課税免除を行います。 ③ 財政基盤強化のための事業創出の支援 NPOが捉える社会的課題に対する理解を広げ、市民からの共感や協力を得ながら効果的に事業を展開し、継続的な収入を獲得するファンドレイジングについて、戦略的な事業計画の立案やクラウドファンディングなどの手法を習得するための講座やファンドレイザーを活用した財政基盤を強化するための取組を実施していきます。また、ソーシャルビジネスの取組を実践している団体の情報収集や分析を行い、他の地域への展開が図れるモデル的事業について発信していきます。 ④ 寄附促進の仕組みづくり 市民・企業等からの共感を得て寄附の獲得につながるようNPOの運営の健全性の向上や情報公開を支援するとともに、寄附による先進事例を県のホームページで紹介するなど、寄附のメリットや意義についての普及啓発を行うとともに、ふるさと納税の活用を検討していきます。また、寄附を得る上で整えておく必要がある会計情報の透明性等の向上を図るため、NPOにとって必要な講座等を実施していきます。 ⑤ NPO活動拠点の確保 活動拠点を必要としながら地域課題の解決に取り組むNPOに対し、引き続き、県が保有する遊休施設の貸付けを行い、活動の継続を支援します。また、市町村におけるNPO活動拠点の確保を推進するため、遊休施設の運用手引書を提供し、説明会を開催するなど、市町村の取組を支援します。	<u>NPOの活動を促進するには、団体間や団体と市民との間に信頼関係と共感を育むことが重要です。このため、NPO相互の交流の場や、NPOと市民、他団体との交流機会を設け、活動に対する理解を深めるとともに、新たな連携のきっかけづくりを支援します。こうした交流を通じて、NPOを支える多様な人材の発掘・育成や、地域社会とのつながりの強化を図ります。</u> （２）財政的支援制度の充実 ① 活動資金の支援 <u>NPO法人に対しては、県の中小企業制度融資の対象とすることで、必要な資金の円滑な調達を支援しています。今後も引き続き、この制度を活用するとともに、活動資金獲得のサポートを検討していきます。</u> ② 県税の優遇措置 <u>収益事業を行わないNPO法人に対しては、これまでと同様、法人県民税の均等割などの課税免除措置を継続し、NPOの財政的負担を軽減することで、活動の安定と拡充を後押しします。</u> ③ 財政基盤強化のための事業創出の支援 <u>NPOが取り組む社会的課題について、より多くの市民の理解と共感を得ながら、持続可能な収益を生み出すファンドレイジングの手法を広めていきます。戦略的な事業計画の立案やクラウドファンディングの活用に関する講座の開催、専門的な知識を有するファンドレイザーの活用などを通じて、NPO自らが資金を確保できる力を高めます。また、ソーシャルビジネスの先進的な事例を収集・分析し、他地域への波及が期待できるモデル事業の紹介・発信を行います。</u> ④ 寄附促進の仕組みづくり <u>寄附文化の一層の定着と拡大を目指し、NPOの健全な運営体制の構築や積極的な情報公開を支援します。また、寄附の好事例を県のホームページ等で広く紹介し、寄附の意義やメリットについて県民や企業に向けた啓発活動を推進します。併せて、ふるさと納税を通じた寄附の仕組みの活用について、制度の整備や活用方法についての検討を進めます。さらに、寄附を受けるに当たって求められる会計情報の透明性や信頼性を確保するため、会計やガバナンスに関する講座を開催していきます。</u> ⑤ <u>NPOの活動拠点の確保</u> <u>地域課題の解決に積極的に取り組むNPOに対しては、その活動基盤となる拠点の確保が必要です。引き続き、県有の遊休施設を有効活用し、NPOに貸し出す取組を継続します。また、市町村におけるNPOの活動拠点の確保を後押しするため、遊休施設の運用に関する手引書を提供し、説明会の開催などを通じて、市町村の支援体制の整備を促進します。</u>
---	---

（３）ＮＰＯが必要とする情報の発信 ＮＰＯの運営や活動のための助成金，ＮＰＯ支援施設や中間支援組織等が開催する講座，他のＮＰＯ活動の状況など，ＮＰＯが必要とする情報について，みやぎＮＰＯ情報ネットや情報誌に掲載するとともに，ＩＣＴを積極的に活用した情報発信を行います。 （４）認定ＮＰＯ法人への移行促進 認定ＮＰＯ法人は高い公益認定の基準に適合しなければならないため，社会的信頼が増すとともに，寄附金控除や損金算入限度額の拡大，寄附分の相続税非課税などの税制優遇制度があるため，寄附金が集めやすくなるなどのメリットがあります。ＮＰＯがこれらの制度を活用して寄附を募ることができるように，認定ＮＰＯ法人について市民・企業及びＮＰＯへ周知し，認定ＮＰＯ法人の申請や運営に関する相談を実施するなど，認定ＮＰＯ法人に移行しやすい環境づくりに努めます。	（３）デジタル技術を活用した情報発信 <u>ＮＰＯがその活動を効果的かつ安定的に展開していくためには、助成金や制度、支援機関の動向、他団体の先進事例など、実践に役立つ情報を的確に入手し活用することが重要です。</u> <u>このため、ＮＰＯの実務に直結する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供し、みやぎＮＰＯ情報ネットや情報誌の発行を通じた発信を行います。具体的には、助成金・補助金の募集案内、中間支援組織等が開催する講座の情報、ＮＰＯによる好事例や取組紹介など、多様な情報を集約・編集し、効果的に発信します。また、こうした情報提供に際しては、ＩＣＴの活用を一層進め、ウェブサイトやメールマガジン、ＳＮＳなど多様な媒体を通じて、情報を受け取る側のニーズに即した手段・形式で届ける体制を整備します。これにより、県内全域のＮＰＯが必要な情報に迅速にアクセスし、活動に役立てられる環境の充実に努めます。</u> （４）認定ＮＰＯ法人への移行促進 <u>ＮＰＯがより高い公益性と信頼性を確立し、安定的な寄附の受入や社会的支援を得るためには、認定ＮＰＯ法人制度の活用が有効です。認定ＮＰＯ法人は、一定の要件を満たすことにより、税制上の優遇措置を受けることができ、市民や企業からの寄附を促進する仕組みとしても大きな可能性を持っています。</u> <u>このため、認定ＮＰＯ法人制度の趣旨や利点について、市民、企業、ＮＰＯに対して積極的な周知・啓発を行い、制度の理解促進に努めます。また、認定取得を目指すＮＰＯに対しては、申請手続や基準の解説、申請に向けた準備、運営上の注意点などに関する相談体制を整備し、個別対応を含めた支援を行います。</u>	
第２節 基本方針２ ＮＰＯ活動を促進する体制の整備 施策の柱２ ＮＰＯ支援施設の機能を強化し，連携を推進します ２　ＮＰＯと多様な主体との協働の推進 （１）ＮＰＯ ＮＰＯは，特定非営利活動促進法において２０分野が規定されているなど，その活動内容は多種多様です。そうした活動分野を越えて，ＮＰＯが互いに知り合い，そのノウハウを共有する信頼関係や，必要に応じて協働する連携関係を広げていくために，ＮＰＯ間の交流や情報交換の場の提供など，連携・協働を推進します。 （２）企業 そもそも企業は，営利を追求するのみならず，収益を得る基盤である地域や社会　の質	第２節 基本方針２　ＮＰＯの活動を促進する体制の整備 施策の柱２ <u>ＮＰＯのネットワーク構築と支援環境の充実</u> １　多様な主体との継続的な連携体制の構築 （１）ＮＰＯ相互の連携・協働の促進 <u>ＮＰＯは、特定非営利活動促進法において 20 の活動分野が規定されており、実際の活動内容も環境保全、福祉、まちづくり、文化振興など多岐にわたっています。これら多様な分野を超えて、ＮＰＯ同士が相互に知り合い、活動のノウハウを共有し、信頼関係や連携関係を築くことは、活動の質と広がりを高める上で重要です。</u> <u>このため、ＮＰＯ同士の交流や情報交換の場を提供することで、分野横断的なネットワークの構築を支援し、連携・協働の促進を図っていきます。</u> （２）企業との連携の促進 <u>企業は、利益の追求だけでなく、地域や社会の持続可能性に配慮した事業活動を進めて</u>	

を高めることに貢献してきました。近年では、本業として社会課題の解決に取り組んでいる企業も少なからず現れています。また、企業が社会的責任（CSR）の一環として、ボランティア休暇の導入促進やプロボノなど、従業員の社会貢献活動を後押しする動きがあります。 そこで、社会課題を解決する事業や社会貢献活動を行うパートナーとして企業と市民セクターとの緊密な連携が進むよう、NPO活動や協働の事例等についての情報提供を行い、企業のNPOに対する一層の理解の促進を図ります。 （３）教育機関 NPOの多くが、それぞれの取組から得た知見を次世代に伝えたい、活動の担い手を広げたいとの思いから、学校教育との連携を求めています。また、そうしたNPOが学校と連携し、児童・生徒の体験活動の機会や場を提供するとともに、社会貢献活動への意識の醸成と活動意欲を喚起するなど教育内容をより豊かにすることを実現しています。こうした相乗効果を更に広げるために、学校教育や社会教育の場などの教育現場とNPOとの連携強化に努めます。 （４）大学等の学術研究機関 学術研究機関においては、NPOと連携した調査研究やその成果の活用が行われているほか、大学の授業におけるNPOとの連携や学生のボランティア活動やインターンの受け皿としての連携などの取組が進められています。 今後、こうしたNPOと大学等との関係が更に発展するよう、これまでの連携の実績やその成果等について情報の収集と提供に努めます。 （５）地域コミュニティ 東日本大震災の被災地においてはコミュニティの再構築が引き続き課題となっていますが、多くの地域において人口減少や少子高齢化が進展する中で、コミュニティの希薄化が懸念されています。一人一人が孤立せず人間らしく尊厳を持って生き抜くことができる地域社会の形成は、大きな社会的課題となっています。 こうした地域課題の解決にNPOが力を発揮するためには、町内会・自治会といった地縁組織、商工会や商工会議所、青年会議所、社会福祉協議会など地域の多様な主体との連携・協働が不可欠であり、そうした地域コミュニティとNPOとの連携を推進していきます。 ２ NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化 （１）地域のNPO支援施設の機能の充実と連携 ① 連携・協働体制の構築 各地域において様々なNPO活動の促進に関する施策が実施されるよう、地域におけ	<u>おり、地域の質を高める役割を果たしてきました。近年では、社会課題の解決を本業と結び付けて取り組む企業や、CSR（企業の社会的責任）の一環として、ボランティア休暇制度の導入やプロボノ活動など、従業員の社会貢献を支援する企業も増えています。</u> <u>このような動きに対応し、企業とNPOが相互に信頼関係を築き、協働を進められるよう、NPOの活動の紹介や協働事例の情報提供を行い、企業のNPOに対する理解促進に努めます。</u> （３）教育機関との連携の促進 <u>多くのNPOは、これまでの活動を通して得られた知見や経験を次世代に伝えたい、また将来の担い手を育てたいという思いを持っており、学校教育との連携を求めています。こうしたNPOが、学校と連携して児童・生徒に体験活動の機会を提供することで、社会貢献活動への関心と意欲を育むとともに、教育内容の充実にも寄与しています。</u> <u>このような相乗効果をさらに広げるため、県では、学校教育や社会教育の場とNPOとの連携を一層強化し、次世代の市民育成と地域社会への貢献を両立できる取組を支援していきます。</u> （４）大学等の学術研究機関との連携の促進 <u>大学等の学術研究機関においては、NPOと連携した調査研究の実施や、その成果の活用が行われています。また、大学の授業とNPOとの協働、学生のボランティア活動やインターン受入といった形で、教育・研究と市民活動の接点が広がっています。</u> <u>こうしたNPOと学術研究機関との連携をさらに強化し、地域の課題解決に資する成果をあげていけるよう、連携実績や好事例の収集・分析を行い、その情報を関係機関に提供するなどの支援を行っています。</u> （５）地域コミュニティとの連携の促進 <u>東日本大震災以降、被災地ではコミュニティの再構築が大きな課題となっており、加えて全国的には、人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの希薄化が深刻な課題となっています。一人ひとりが孤立せず、人間らしく尊厳をもって生きることができ</u> <u>る地域社会の形成は、今後ますます重要な社会的課題となります。</u> <u>このような課題に対して、NPOが持つ柔軟な発想力や地域密着の活動力を十分に発揮するためには、町内会・自治会などの地縁組織、商工会・青年会議所・社会福祉協議会と</u> <u>いった地域の多様な主体との連携が重要であることから、こうした地域コミュニティとNPOとの連携・協働が進むよう、相互理解と協力関係の構築を後押ししていきます。</u> ２ NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化 （１）地域のNPO支援施設等の機能充実と連携強化 ① 連携・協働体制の構築 各地域において、NPOの活動の促進に<u>資する多様な</u>施策が<u>効果的に</u>実施されるよ
---	---

るNPOのサポート役である市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築します。 ② NPO支援施設を対象とした研修等の実施 NPO支援施設の支援力向上のためNPO支援施設職員を対象とした人材育成研修や、県内の中間支援組織、NPOを対象に二ーズを踏まえた協働事業を実施します。 ③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ NPO支援体制が未整備な地域については、市町村に対してNPO活動の促進に関する施策等について必要な情報提供等を行うとともに、NPOと市町村との連携・協働による地域課題の解決に向けた話し合いの仕組みづくりを支援します。 (2) 中間支援組織への支援 NPOが継続的かつ効果的に事業を展開していくためには、事業と組織のマネジメントに関するノウハウが必要であり、これらのノウハウを持つ中間支援組織の役割が重要になります。 そこで、それぞれの中間支援組織の自主性を尊重しながら、その運営力強化につながる取組やネットワーク化への支援を行います。 1 NPOと行政との協働の推進 (1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進 ① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開 政策の立案や事業の実施、結果の評価など政策プロセス全般において、市民やNPOが参加できるよう情報の公開及び提供を推進します。	う、市町村が設置するNPO支援施設等に対して機能強化の支援を行います。また、県全体の支援ネットワークの中核であるみやぎNPOプラザと各地域のNPO支援施設との間で、連携・協働体制を構築し、情報やノウハウの共有を通じて、地域における支援力の向上を図ります。 ② NPO支援施設等を対象とした研修等の実施 NPO支援施設の職員が地域のNPOを効果的にサポートできるよう、人材育成のための研修等を実施します。さらに、県内の中間支援組織やNPOを対象とし、それぞれの二ーズに応じた協働事業や学び合いの機会を提供することで、支援者自身の専門的な知識の習得とスキルの向上を図ります。 ③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ NPO支援体制が十分に整備されていない地域に対しては、市町村に向けてNPOの活動の推進に関する情報提供を行うとともに、支援体制の整備に向けた助言を行います。また、地域課題の解決に向けて、NPOと市町村が連携・協働して取り組むための話し合いの仕組みづくりを支援し、官民の協働促進を図ります。 (2) 中間支援組織への支援 NPOが持続的かつ効果的に事業を展開していくためには、活動の実施にとどまらず、組織運営や事業マネジメントに関するノウハウを備えることが必要です。そのようなノウハウを有し、NPOの外部支援者として重要な役割を担っているのが中間支援組織です。 こうした中間支援組織の自主性や地域特性を尊重しながら、その組織基盤の強化に資する取組や、県内の中間支援組織同士のネットワーク化、相互の学び合いの機会の創出を支援します。 (3) 各地域におけるNPOへの支援格差の解消 県内には、地域によってNPOの活動環境や支援体制に差があり、NPOが継続的な活動を展開する上で、必要な支援が受けられないなどの課題を抱えている場合があります。こうした支援格差を解消し、どの地域においてもNPOが安心して活動できる環境を整備することが求められています。 このため、地域のNPO支援施設の設置や人材の育成を支援するとともに、みやぎNPOプラザやNPO支援施設の広域的な連携を活用し、地域間の情報やノウハウの共有、相互支援の仕組みを促進し、地域の実情に応じた持続可能な支援体制の構築を目指します。 3 NPOと行政との協働の推進 (1) 情報公開と政策立案への参画 ① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開 政策の立案、事業の実施、成果の評価といった政策プロセスの各段階において、市民やNPOが主体的に関与できるよう、必要な情報を適切かつ分かりやすく公開・提供す	(新規追加)
--	---	---------------

② 政策立案への参加機会の拡充 パブリックコメント等，多様な方法を通じて，市民及びNPOから意見や情報を提供してもらうなど，政策提案を促すことにより，政策立案への参加の機会を拡充します。 ③ 各種審議会委員の公募の推進 政策や事業に市民及びNPO関係者の意見が反映されるよう，各種審議会委員の公募を推進します。 （２）協働の推進 ① 多様な協働の推進 住民サービスを提供するパートナーとして，NPOとの連携・協力を深め，補助・助成や共催，後援，業務委託，情報提供，政策プロセスへの参加など，様々な形態の協働を推進するとともに，その実績等を公表することにより，情報の共有を図ります。また，NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことで，多様な主体との協働を進めていきます。 ② 事業発注の推進 行政からの事業発注を受けることにより，ノウハウの蓄積や信頼性の向上などを図ることが期待されることから，NPOへの業務委託の推進を目的として定められた「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づき，NPOの特質を考慮しながら，事業発注の一層の推進に取り組みます。 ③ 協働の質の向上 協働する事業の内容に応じて，企画段階から，NPOとの協議や参画の場を設けることなどによって，NPOの特性が生かされるよう協働の質の向上を図ります。 ④ 協働しやすい環境づくり 行政とNPOの協働マニュアルを活用するとともに，県とNPOとの意見交換を実施するなど，協働しやすい環境づくりを進めます。また，NPOについての職員研修を定例化し，ワークショップやNPOとの交流など実践的なメニューを取り入れながら，全職員のNPOに対する理解の促進を図ります。 ⑤ NPO推進事業の評価 NPOとの協働により実施した事業については，その結果について，課題の検証と事業の改善に取り組んでいきます。	<u>ることを推進します。</u> ② 政策立案への参加機会の拡充 パブリックコメント<u>の活用をはじめ、説明会や意見交換会、オンラインでの意見募集など多様な手法を通じて、市民やNPOからの意見や提案を幅広く受け止め、政策形成に反映させる仕組みづくりを進めます。</u> ③ 各種審議会委員の公募の推進 政策や事業にNPO<u>をはじめとする市民の多様な</u>意見が反映されるよう，各種審議会<u>等の</u>委員の公募を<u>引き続き</u>推進します。 （２）協働の推進 ① 多様な協働の推進 住民サービスの<u>提供者として</u>NPOと連携・協力を深め，補助・助成，共催，後援，業務委託，情報提供，政策プロセスへの参加など，<u>多様な協働の形態を推進します。また、</u>NPOや企業等に<u>よる</u>様々な協働の取組を<u>広く紹介・発信し、情報の共有を通じて協働を推進して</u>いきます。 ② 事業発注の推進 行政からの事業発注を受けることにより，ノウハウの蓄積や信頼性の向上などを図ることが期待されることから，NPOへの業務委託の推進を目的として定められた「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づき，NPOの特質を考慮しながら，事業発注の一層の推進に取り組みます。 ③ 協働の質の向上 事業の企画段階からNPOとの協議や参画の場を設け，NPOの特性<u>や知見が事業に反映されるようにすることで、</u>協働の質を向上<u>させていきます。</u> ④ 協働しやすい環境づくり 行政とNPOの協働マニュアルを活用するとともに，県とNPOとの意見交換を実施するなど，協働しやすい環境づくりを進めます。また，NPOについての職員研修を<u>開催</u>し，ワークショップやNPOとの交流など実践的なメニューを取り入れながら，全職員のNPOに対する理解の促進を図ります。 ⑤ NPO推進事業の評価 NPOとの協働により実施した事業については，<u>実施結果の検証を通じて課題を整理し、次年度以降の改善につなげていきます。</u>	
---	---	--

(3) 市町村への協力・支援 ① NPOとのパートナーシップの促進 みやぎNPOプラザにおいて、市町村職員を対象にしたNPOに関する講座を開催するなど、NPOに対する市町村職員の理解の促進を支援します。また、NPOと市町村とのパートナーシップの構築が円滑に進むよう、県の各種事業を活用しながら、市町村へ協力・支援を行います。 ② 情報提供等 みやぎNPOプラザが発行する情報誌やみやぎNPO情報ネットでの情報発信により、NPO活動及びその促進に関する情報を市町村に提供します。また、市町村が実施するNPO活動支援施策等を定期的に調査し、その調査結果を市町村に提供するとともに、各市町村における優れた取組について、市町村NPO担当課長会議などの場で情報共有を行います。さらに、市町村がNPO活動の促進に関する条例や基本方針等を策定する場合やNPO法人認証の権限移譲を希望する場合には、ノウハウや情報の提供など必要な支援を行います。	(3) 市町村への協力・支援 ① NPOとのパートナーシップの促進 <u>市町村職員がNPOの役割や特性について理解を深めることが、地域における協働の推進につながることから、みやぎNPOプラザにおいて、市町村職員を対象としたNPOに関する講座を開催し、NPOとの連携・協働の意義や具体的な手法等について学ぶ機会を提供します。</u>また、NPOと市町村とのパートナーシップが円滑に構築されるよう、県の各種事業を活用しながら、市町村へ協力・支援を行います。 ② 情報提供等 <u>市町村がNPOの現状や支援の取組を的確に把握できるよう、みやぎNPO情報ネットや県政だより等を通じて、NPOに関する情報を定期的に提供します。また、市町村におけるNPO支援施策や協働の実績等について定期的に調査を行い、その結果を共有します。優れた取組は、市町村NPO担当課長会議等で紹介し、好事例の横展開を図ります。</u> さらに、市町村がNPOの活動促進のために条例や基本方針の策定、認証権限移譲の検討に際しては、制度設計に関する助言や先行事例の提供など、実務的な支援も行います。<u>併せて、地域における情報共有や連携体制の強化を図るため、県内各圏域において市町村のNPO担当部署が参加する市町村連絡協議会を設置し、NPO支援施策や課題、先進事例等の継続的な意見交換・共有を促進します。</u> 施策の柱3 <u>中核拠点機能の強化及び交流拠点の整備充実</u> <u>1 施設複合化による、さらなる社会参画の機会の創出</u> (1) <u>複合施設の連携・協働による事業展開</u> <u>みやぎNPOプラザと宮城県民会館が、複合施設として連携・協働して事業を展開することで、世代や分野を超えた市民の参画機会を創出し、地域課題の解決に向けた協働の促進や新たな活動の芽を育む土壌となることが期待されます。開館後は、施設内での協働事業やイベント開催、広報連携などを通じて、多様な主体の交流の場をつくり、県民一人ひとりの社会参画の促進と地域活性化につなげていきます。また、文化芸術や公共的活動との連携によって、地域社会の課題解決と新たな価値を創造する拠点としての役割を果たすことを目指します。</u> (2) <u>新みやぎNPOプラザの新たな事業展開</u> <u>複合施設として開館する新みやぎNPOプラザは、NPOの活動支援機能と市民の交流促進機能を一体的に備え、県内のNPOや市民活動のさらなる活性化を促進する施設として期待されています。開館後は、NPOに関する相談対応、研修の実施、マッチング支援、広報強化、協働推進といった中核拠点機能を拡充するとともに、若者や高齢者、企業、地域住民など多様な主体が集い交流できる場として、柔軟で参加しやすい施設運営を行っていきます。</u>	(新規追加) (新規追加) (新規追加)
---	---	---

1 みやぎNPOプラザの機能の充実 (1) 基盤整備機能 ① 情報収集・提供機能 みやぎNPO情報ネットを運用するとともに必要に応じて改修します。また、情報誌の発行、みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信します。 ② 相談・コーディネート機能 法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施します。研修については、NPOのニーズに応じ人材育成等を含めるなど、研修内容の充実を図ります。また、市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。さらに、様々な世代が時間や場所を気にせずに参加できるよう、ICTを積極的に活用して、NPOに関する講座等を実施し、NPO活動への参加に結び付けていきます。 ③ 調査研究機能 NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。 ④ 活動拠点等の提供機能 NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間のネットワーク及びNPOと各種団体とのネットワークの形成を促進します。また、常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援します。	(3) <u>あらゆるツールを駆使した情報発信</u> <u>NPOの活動の広がり和社会的認知を高めるためには、デジタルとアナログ両面の手法を活用した戦略的な情報発信が必要です。</u> <u>このため、みやぎNPO情報ネットや各種SNS、動画配信、メールマガジンなどのICTツールを積極的に活用し、NPOの活動の情報を分かりやすく、タイムリーに発信します。また、リーフレットや広報誌などの紙媒体のほか、出前講座、講演会などの対面型の情報提供の場も継続的に活用します。さらに、複合施設の機能を活かし、情報の受け手と発信者がつながる仕組みを構築し、県民・企業・行政・NPOの相互理解と協働を促進する情報共有のプラットフォームとしての役割を果たしていきます。</u> 2 <u>中核機能拠点としての機能強化</u> (1) <u>基盤整備機能の強化</u> ① 情報収集・提供機能 みやぎNPO情報ネットの運用と必要に応じた改修を行い、常に最新かつ信頼性の高い情報を発信できる体制を維持します。また、情報誌の発行や、みやぎNPOプラザ内での情報<u>揭示</u>、多様な情報発信ツール（<u>SNS、ウェブサイト等</u>）の活用により、NPOの<u>運営、支援制度、先進的な取組等に関する幅広い情報を発信していきます。</u> ② 相談・コーディネート機能 <u>NPOの設立や運営に関する専門的な相談に対応するため、法人設立、会計、労務、税務等の分野において、相談体制を充実させるとともに、実務に直結する研修の開催に取り組みます。これらの研修は、NPOのニーズや時代の変化に応じて柔軟に設計し、組織の人材育成に資するものとします。また、市民とNPOや、NPO間の連携を促進するコーディネートを行います。さらに、ICTを積極的に活用し、時間や場所にとらわれない講座等を展開することで、より多様な市民がNPOの活動に参加できる機会を創出します。</u> ③ 調査研究機能 NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。 ④ 活動拠点等の提供機能 NPOに会議室や研修室、作業室<u>などのスペース提供を行います。また、交流サロンの活用により、NPO同士やNPOと他団体とのネットワーク形成を促進します。さらに、ショップの運営等を通じて、コミュニティビジネスの展開機会を提供し、事務ブースの貸与などによる活動拠点の確保支援も行います。</u>	(新規追加)
--	--	---------------

(2) 広域的促進機能 みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、各地域における講座やイベントの開催など多くの市民が参加できる学習機会を提供し、広域的なNPO活動の促進を図ります。また、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、オンライン会議の活用やアウトリーチによる連携・協力を推進します。また、NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組みます。さらに、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます。 (3) NPO主体の運営 みやぎNPOプラザは、現在、NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営されています。その管理運営と事業の推進については、学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。また、NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即したより質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営を推進します。	(2) 広域的促進機能の強化 みやぎNPOプラザが有する基盤整備機能やネットワーク機能を最大限に活用し、<u>県内各地域においてNPOの活動の理解と参加を広げるための学習機会（講座やイベント）を提供します。これにより、多くの市民がNPOの活動に参画する機会を創出し、地域社会への貢献意欲の醸成を図ります。また、県内各地域のNPO支援施設や中間支援組織と連携し、相互の情報共有や人材交流を促進するためのネットワークを構築します。特に、オンライン会議やアウトリーチによる支援を通じて、地域の枠を越えた協働体制を推進します。支援施設が未整備の地域においては、市町村や地域NPOとの連携を強化し、支援の空白を埋める取り組みを進めていきます。</u> (3) NPO主体の運営の推進 みやぎNPOプラザは、NPOを指定管理者として選定する指定管理者制度によって運営されており、その管理運営と事業の方向性については、学識経験者やNPO関係者などで構成される宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会で審議が行われています。<u>今後も、同評議会の機能を活かしながら、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、支援の在り方を定期的に検証・改善します。また、NPOとの信頼関係を大切にし、その自主性・主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即した柔軟かつ質の高いサービス提供を目指します。併せて、運営面でも効果性・効率性の両立を図り、持続可能な運営体制を確立していきます。</u>	
第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立 施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します	第3節 基本方針3 多様な主体による多彩な協働の創造 施策の柱4 <u>協働を進める仕組みと環境づくり</u> <u>1 ボランティア・プロボノ等のマッチング強化</u> <u>(1) みやぎNPO情報ネットを活用したマッチング</u> <u>みやぎNPO情報ネットには、ボランティア・プロボノのマッチング機能が備わっており、利用者が関心や条件に応じて情報を検索・閲覧できる仕組みとなっています。NPOとボランティア、プロボノ、企業など多様な主体とのマッチングを促進するための、みやぎNPO情報ネットを活用した取組を進めていきます。また、NPOによる情報掲載・更新等の支援を行うとともに、視認性や操作性の改善にも取り組み、より多くの人がNPOとつながるきっかけとなるよう機能の充実を図っていきます。</u> <u>(2) ボランティア・プロボノ活動の普及</u> <u>多様な主体が地域づくりに参加する機会を広げるため、ボランティアやプロボノ活動の普及促進を図ります。特に、プロボノ活動については、企業や業界団体と連携したセミナー開催や事例発信等を通じて、認知度の向上と参加促進を目指します。また、若者や高齢</u>	(新規追加) (新規追加) (新規追加)

3 協働を進める上で留意すること (1) SDGsを意識した活動の促進 SDGsが採択されてから、企業・行政等によるSDGsの目標達成に向けた取組が広がってきています。より良い未来に向かって目的を共有する多様な主体とNPOがそれぞれの特性を生かし、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働することにより活動の質が高まり、目標達成につながることを期待されます。 NPOは様々な分野で活動していますが、いずれの活動もSDGsの達成につながっている認識を深めるとともに、多様な主体との交流の場を創出するなどSDGsを意識した活動の促進に努めます。 (2) 復興の取組における協働，防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築	<u>者などのライフステージに応じたボランティア機会の提供や、マッチングイベント、オンラインでの参加促進施策を展開し、多様な人々の参画を後押しします。</u> <u>2 NPO支援施設等におけるコーディネート機能の強化</u> <u>(1) みやぎNPOプラザと地域のNPO支援施設の連携強化</u> <u>県全体の中間支援機能の強化に向けて、みやぎNPOプラザと県内各地域のNPO支援施設との連携を強化します。具体的には、定期的な意見交換や情報共有の場を設け、相談対応や人材育成、情報発信などに関する協力体制を構築します。また、NPO支援施設間での実務ノウハウの共有や、共通課題に対する連携事業の実施を通じて、各地域における支援力の底上げを図ります。</u> <u>(2) コーディネーターの育成支援</u> <u>地域で協働を担う人材としてのコーディネーターの役割は、NPOと多様な主体との橋渡しを行う上で重要です。こうした人材の育成と定着を支援するため、必要な知識・スキルの習得を目的とした研修や学びの機会を提供します。また、地域のNPO支援施設や行政との協働により、若手や新任スタッフがコーディネート業務に携われるような仕組みをつくるとともに、先進的な取組を行うコーディネーターの事例発信等を通じて、人材の育成環境づくりを推進します。</u> <u>(3) 各地域における交流機会の拡大</u> <u>NPOや多様な主体がつながり、協働のきっかけを得られるよう、地域ごとの交流機会の創出・拡大を推進します。地域のNPO支援施設や行政、企業、教育機関などと連携し、分野横断的な交流会、課題解決型のワークショップ、学習会、マッチングイベントなどを開催することで、団体間や世代間のつながりを促進します。併せて、参加しやすいオンライン・ハイブリッド形式での実施も取り入れ、多様な立場の人々が交流・連携できる環境づくりを進めていきます。</u> 3 協働体制の継続・ネットワーク化の推進 <u>(1) 災害等に対応できるネットワークの構築</u>	(新規追加) (新規追加) (新規追加) (新規追加) 「第3章第1節 8 SDGsを基 軸とした地域課題 解決と社会的価値 の創出」に移項・ 更新
--	--	---

震災復興において、NPOが被災地の多様化するニーズや課題に対応した活動を継続していくため、多様な主体との連携・協働を引き続き推進していきます。また、震災の経験を踏まえ、今後起こりうる自然災害や感染症等不測の事態に備え、行政をはじめ社会福祉協議会、NPOやボランティアなどの平時からの関係づくりに努めます。 （３）地域課題の解決に向けた話し合いの促進 地域におけるまちづくりや子どもの健全育成など様々な分野での課題の解決に向けて、多様な主体がそれぞれの力や課題を共有しながら、対話と協働を進める仕組みの構築が求められています。持続可能な地域社会を実現するため、市町村とともに多様な主体が参画する話し合いにより地域課題を解決する仕組みが構築されるよう普及啓発に努めます。	<u>東日本大震災において、NPOは被災地の多様なニーズや状況に柔軟かつ継続的に対応し、復興の現場で重要な役割を果たしてきました。今後も、復興に向けた取組において、NPOと行政、地域団体、企業などが連携・協働し、地域の力を結集することが求められます。また、近年頻発する自然災害や、新型コロナウイルス感染症のような新たな脅威への対応を見据え、平時からの備えとして多様な主体との信頼関係の構築と役割分担の確認が重要です。そこで、災害時においても迅速かつ確に対応できる体制を構築するため、社会福祉協議会やボランティア、NPO等と連携し、平時からのネットワークの整備と連携体制の強化に取り組みます。</u> （２）地域課題の解決に向けた話し合いの促進 <u>地域の課題は、子どもの健全育成、高齢者福祉、環境保全、地域経済の活性化など多岐にわたっており、こうした課題を解決するには、行政だけではなく、NPO、地域団体、企業、住民など多様な主体がそれぞれの強みや役割を発揮し、協働して取り組むことが求められます。そのためには、日常的な対話や相互理解を通じて信頼関係を築き、課題を共有しながら解決に向けた仕組みを構築することが重要であることから、県では、市町村と連携しながら、多様な主体が参加する地域の話し合いの場づくりを支援し、対話を通じた合意形成や協働の促進に向けた普及啓発に努めていきます。</u>	
第５章 基本計画を推進するための体制づくり 第４章で示した施策や事業を着実に展開していくため、県は、次のような体制づくりを進めます。 第１節 宮城県民間非営利活動促進委員会 促進条例に基づき、学識経験者や、NPO関係者、市町村の代表者、企業、公募委員を中心とした委員により構成される宮城県民間非営利活動促進委員会が設置されています。この委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査・審議し、知事に意見を述べることでできるとされており、毎年度の県のNPO活動の促進に関する施策の実施状況の審議などを行っています。 特に、NPOに関する県の施策の充実に向けた議論を行っていくとともに、基本計画に基づく施策・事業の実施状況の検証や、より効果的な施策の実施等に対する助言・提言を行っていただけるよう、引き続き、委員会を開催するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正な運営を行います。 第２節 県庁内におけるNPO活動の推進体制 １ 新・宮城の将来ビジョンにおけるNPOの位置付け 「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念等を継承し、一つの計画に統合し策定された「新・宮城の将来ビジョン」では、「富県躍	第５章 基本計画を推進するための体制づくり 第４章で示した施策や事業を着実に展開していくため、県は、次のような体制づくりを進めます。 第１節 宮城県民間非営利活動促進委員会 <u>県では、</u>促進条例に基づき、学識経験者、NPO関係者、市町村の代表者、企業<u>関係者</u>、公募委員を中心とした委員により構成される宮城県民間非営利活動促進委員会を設置<u>しています</u>。この委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項について調査・審議<u>を行い</u>、知事に意見を述べる<u>機能を有しており</u>、毎年度の県のNPO<u>の</u>活動促進に関する施策の実施状況の審議などを行っています。 <u>今後も、</u>NPOに関する<u>施策の一層の充実を図るため</u>、基本計画に基づく施策・事業の実施状況を検証<u>し</u>、より効果的な施策の実施に<u>向けた</u>助言・提言<u>を受けられるよう、委員会の開催を継続し</u>、その機能が十分に発揮されるよう適正な運営<u>に努めます</u>。 第２節 県庁内の推進体制 <u>１ NPO活動促進庁内連絡調整会議の設置</u> <u>NPO活動促進庁内連絡調整会議は、NPOの活動の一層の促進を図るため、県庁内の関係各課・地方機関が連携し、情報の共有や施策の連携強化を行うことを目的として設置され</u>	「１ 新・宮城の将来ビジョンにおけるNPOの位置

進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を県政運営の理念とし、SDG s の共通言語の性質を生かし、ビジョンに掲げる目指す姿等を県民と共有するとともに、世界の目標であるSDG s の達成につながっている認識を深め、これまで以上に県民、企業、NPO、大学、研究機関、行政など、多様な主体と参画、連携・協働しながら、県内経済を安定的に成長させ、子育てや教育、福祉、社会資本整備、豊かな自然や文化の継承、芸術やスポーツの振興、災害対策など、安全安心で質の高い暮らしの実現や地域の魅力を高める取組を更に推進していくことを掲げています。この趣旨を踏まえ、多様な主体との連携・協働を進めていく上での必要な支援体制を構築していきます。 2 NPO活動の促進のための情報共有と推進体制の整備 NPOの活動は様々な分野で行われており、県の担当部署も県庁各課室、地方機関に及んでいます。複雑かつ多様化する課題を解決するためには、県庁内関係各課室及び地方機関において情報共有を図ることが今後ますます重要となってきます。NPO活動推進担当課を県とNPOとの協働に関する相談窓口に位置付け、連絡調整を行うとともに、県内各地域でのNPO活動を促進するための情報提供を行います。また、令和2年9月に決定した「みやぎデジタルファースト宣言」に基づくデジタル化の推進など、時代の変化を捉えた新しい取組について県庁内での体制整備を進め、NPO活動支援の施策につなげるよう努めます。 3 NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進 県庁内の各課室及び地方機関におけるNPO関連施策の実施状況を定期的に調査し、その結果を公表するとともに、今後のNPOとの協働や施策の推進のために活用します。また、NPO活動の分野ごとに様々な課題が存在することから、課題解決に向けて、関係機関とNPOとが広く連携・協力する体制の充実に努めます。 4 職員への研修の充実 NPO等の優れた活動や協働の事例についてのワークショップやNPOとの交流など、実践的なメニューを取り入れた職員研修を定期的 to開催します。これらの取組を通じて多様な主体との協働に関する理解を深め、NPOの政策プロセスへの参加やNPOとの協働の促進を図ります。 5 国への政策提言 NPO法人への税制上の優遇措置などNPOに関する国の動向を十分に踏まえつつ、他の都道府県等とも連携しながら、様々な機会を通じ、NPO活動の促進に向けた政策提言を行います。 第3節 市町村との連携 NPO活動を県内全域で促進していくためには、市町村との連携・協力が不可欠であることから、市町村NPO担当課長会議等を定期的 to開催するなど、市町村との連携・協力の強化を図り	<u>た庁内会議体です。</u> <u>本会議は、県内における多様なNPOの活動支援の状況や課題を共有するとともに、複数部局にまたがる施策の調整や協働の在り方を検討し、NPOとの連携・協働の推進に資する庁内横断的な取組を進める場となっています。</u> <u>会議では、NPOの活動分野に対応する関係部局からの施策情報や取組事例の報告、また、県としてのNPO施策の方向性に関する意見交換を行うことで、庁内におけるNPO施策の整合性と実効性を高めることを目指します。</u> 2 NPOの活動の促進のための情報共有と推進体制の整備 NPOの活動は様々な分野で行われており、県の担当部局も県庁各課室、地方機関に及んでいます。複雑かつ多様化する課題を解決するためには、県庁内関係各課室及び地方機関において情報共有を図ることが今後ますます重要となってきます。NPOの活動推進担当課を県とNPOとの協働に関する相談窓口 to位置付け、連絡調整を行うとともに、県内各地域でのNPOの活動を促進するための情報提供を行います。また、令和6年12月に県が策定した「みやぎDX推進ポリシー」に基づくデジタル化の推進など、時代の変化を捉えた新しい取組について県庁内での体制整備を進め、NPO活動支援の施策につなげるよう努めます。 3 NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進 県庁内の各課室及び地方機関で実施されているNPO関連施策について、定期的に実施状況の調査を行い、その結果を広く公表します。その上で、調査結果を踏まえ、NPOとの協働の充実や施策推進に活用します。 4 職員への研修の充実 県職員がNPOに対する理解を深め、協働の促進が図られるよう、NPOの優れた事例の紹介、協働による取組の体験を踏まえたワークショップ、交流会など、実践的な内容を取り入れた研修を定期的 to開催します。 <u>これにより、NPOの政策形成過程への参画や、施策の協働実施に向けた理解促進を図ります。</u> 5 国への政策提言 NPO法人に対する税制上の優遇措置など、国のNPO関連政策の動向を的確に把握しながら、他の都道府県等とも連携して、NPOの活動促進に向けた政策提言を検討してまいります。 第3節 市町村との連携 NPOの活動を県内全域に広げ、継続的に推進していくためには、市町村との連携・協力が不可欠であることから、市町村NPO担当課長会議等を定期的 to開催し、県内の施策の共有や意見	付け」は「第1章 第3節 計画の位置付け」に移項・更新
--	---	------------------------------------

ます。特に、基本計画に基づく事業について周知を図るとともに、協力を求めています。 第4節 基本計画の進行管理と見直し 毎年度、県のNPO活動の促進に関する施策の実施状況等を、宮城県民間非営利活動促進委員会において報告、意見聴取し、次年度の施策に反映していきます。 また、この基本計画改定後、5年を目途として各施策の検証を行い公表するとともに、NPOの実態調査等を実施し、計画の見直しを行います。 なお、この基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPO活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。	<u>交換を行うことで、</u>連携・協力の強化を図ります。 特に、基本計画に基づく<u>各種</u>事業については、<u>各市町村に対して積極的に周知を行い、実施に向けた</u>協力を求めています。 第4節 基本計画の進行管理と見直し <u>県では、</u>毎年度、NPO<u>の</u>活動促進に関する施策の実施状況を宮城県民間非営利活動促進委員会に<u>報告し、委員から意見聴取を行い、その結果を</u>次年度<u>以降</u>の施策に反映していきます。また、<u>本</u>基本計画改定後、5年を目途として、<u>NPOの実態調査等を踏まえた各施策の検証を行い、公表した上で、必要に応じて計画全体の見直しを実施します。</u> なお、<u>本</u>基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPO<u>の</u>活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。	
--	--	--